

# イギリス自由貿易運動とトルコ市場論争

—— アーカート＝コブデン論争を中心に ——

武田元有\*

## はじめに

小稿は1838年にイギリス＝トルコ両政府間で締結される英土通商航海条約の成立過程について、特にその経済的側面に焦点を当てつつ再検討することを課題とする。以下当該条約をめぐる研究動向の整理を通して小稿の分析視角を提示しよう。

かつて宇野派の「段階論」的帝国主義論は、18世紀以前における重商主義・20世紀初頭における帝国主義の段階的特質を高度な政府介入と広大な植民地領有に求めつつ、19世紀中葉における自由主義のそれを国家干渉の排除と海外領土の縮小に見出しており、したがって政治権力の発動を意味する当該条約の締結はその解釈と矛盾するが故に考察対象から捨象されてきた。<sup>1</sup> 他方ギャラハー・ロビンソンの自由貿易帝国主義論は、まさに自由貿易体制を通じて政治的・形式的には独立しつつも経済的・本質的には従属する「非公式帝国」が拡大した事実を指摘し、以来当該条約はイギリス史上においては産業資本の世界展開の一角として、トルコ史上においては外国工業製品流入の契機・伝統的手工業衰退の元凶として、そして世界的には後のアジア諸国における一連の開国強制・不平等条約体制の原型として、その意義を評価されることになった。<sup>2</sup> しかし1980年代における世界システム論やこれに触発されたトルコ経済史研究の登場によってかかる解釈は一定の修正を迫られる。まず周知の如くI・ウォーラーステインは四大「外縁地域」(インド・ロシア・トルコ・西アフリカ)の世界市場編入過程を比較し、トルコの世界市場への「組込」がフランス重商主義のレヴァント貿易によって18世紀中葉から進行すること、その過程においては工業製品の流入＝国内産業の解体とともに一次産品の輸出＝巨大農場の形成が重要な指標となること、を示唆した。<sup>3</sup> またO・コイメンやM・キュテュクオールは、条約締結以前のトルコ通商政策の特質に関して、トルコ政府が通商規制によって各種必需品(穀物・工業原料)の海外流出を制限する一方、領事裁判権・関税減免を骨子とするヨーロッパ商人への通商特権付与＝カピチュレーション体制によって外国商品の国内流入を奨励したこと、を既に指摘していたのであるが、これを受けてO・クルムスは当該条約が外国製品の国内流入よりもむしろトルコ産品の海外輸出に関して旧来の規制を緩和したこと、したがって条約の意義はトルコの外国製品輸入の容認ではなくその一次産品輸出の解禁にあること、を主張した。<sup>4</sup> 実際C・イサヴィ及びS・パムークの統計分析は、条約締結に続く1840年代の貿易関係における変化がイギリスのトルコ向け輸出よりもそのトルコ産品輸入において一層顕著だったことを示している。<sup>5</sup> 以上の問題提起を換言するに、当該条約の史的意義を評価するにはイギリス産業資本の工業製品輸出利害とともにその一次産品輸入利害を、またトルコにおける伝統工業の盛衰に加えて商品作物生産の動向を、それぞれ検討する必要があると言えよう。

\*鳥取大学教育地域科学部地域社会講座

かかる研究動向の延長をなす1988年ニューヨークでの条約締結150周年記念国際学会は、上記の議論を一步進め、当該条約をイギリス製品進出の転機＝トルコ産業衰退の起源と見る通説を否定するに至った。その主な論拠は、トルコの世界市場編入がカピチュレーション体制のもと18世紀から進行し、イギリスのトルコ市場進出も通商条約に先行する1820年代から既に確認できること、他方条約締結後の1840年代以降もトルコ国内産業の衰退はなお沿岸地帯にとどまり、むしろ内陸地帯では伝統産業の存続・発展さえ確認できること、にある。<sup>6</sup> 以来1990年代の研究は条約締結に前後する時期の段階的差異を否定して経済的連続性を重視しつつある。<sup>7</sup> かかる見解は、確かに当該条約をめぐるトルコ経済事情について通説を覆す多くの視角・史実を提供してくれるものの、その意図が従来専ら従属・衰退過程として受動的にのみ扱われてきたトルコ近代経済史を積極的に再評価しようとする点に置かれている故、イギリスの世界進出との連関を問う意識は希薄となっており、いくつかの理論的・実証的矛盾をも孕んでいる。まず、条約に先行する輸出展開の事実をもってイギリス製品輸出における条約の意義を軽視し、条約以降における在産業の存続をもって条約の製品輸出効果を否定するというその論法は、結論こそ相反するものの、産業資本の輸出利害を基準として条約を評価する点において自由貿易帝国主義論と全く共通しており、したがって輸入利害の考慮を提起する世界システム論以来の問題提起からはむしろ逆行すると言えよう。また対土通商政策を輸出利害の観点からのみ検討することは、古典派経済学乃至マンチェスター派の国際分業論を支柱とする当該期のイギリス自由貿易運動が、その当面の課題を自らの保護貿易廃棄とこれによる一次産品輸入の促進、とりわけ穀物法の廃止による安価外国穀物の輸入に置いていたという基本的史実と著しく整合性を欠くことになる。<sup>8</sup>

以上の問題関心から小稿は1838年英土通商条約の経済基盤をイギリス産業資本のトルコ向け製品輸出ではなく、そのトルコ産品輸入という観点から把握し直すことを課題とする。以下1820年代に形成される経済的・政治的背景を整理した上で、1830年代におけるトルコ市場論争を追跡し、その見解のなかに通商条約をめぐるイギリス産業資本の経済的論理を明らかにしたい。<sup>9</sup>

## 〔1〕1820年代におけるイギリス資本主義と東方問題

本節では1830年代トルコ市場論争の史的前提として、1820年代におけるトルコ市場の位置、イギリスの政策的対応、東方問題の発生、以上の問題を相互の連関に留意しつつ順次確認したい。

### （1）イギリス資本主義とトルコ市場

19世紀初頭に確立するイギリス資本主義にとって、以後工業製品販売・一次産品調達のための海外市場確保が至上課題となるが、ナポレオン戦争直後においてその基盤は大陸ヨーロッパ・アメリカ合衆国にあった。しかし1820年代以降欧米各国が順次保護関税を導入する一方、産業革命に伴う輸送手段の革新によって遠隔地取引が迅速化されるに及び、むしろ周辺諸国が有力な新規市場として注目されるに至った。とりわけトルコは、欧米・アジア諸国の多くが保護主義・鎖国制度を採用するなか例外的に自由通商を維持し、かつ地理的には三大陸にまたがる東西交易の要衝に位置しており、イギリスはその市場価値とともに流通拠点としての戦略価値に注目することになる。

#### ① イギリス海外貿易とトルコ市場

まず英土貿易の構造・動向を表1・図1に示す品目構成とその変遷に留意しつつ確認しよう。<sup>10</sup>

イギリスのトルコ向け輸出は綿業製品の圧倒的比重をもって特徴付けられる。これは以下の段階を経て実現した。第一段階は相互に競合するヨーロッパ諸国からのトルコ綿糸市場の奪回である。ナ

表 1-1: イギリスの対トルコ輸出 1825-40年 (単位: 1,000 ポンド・スターリング)

	1825	1830	1835	1840
綿織物	490 (2.61)	948 (4.87)	1,063 (4.80)	896 (3.63)
	18,788	19,429	22,128	24,669
毛織物	8 (0.11)	19 (0.41)	41 (0.60)	25 (0.48)
	7,329	4,851	6,841	5,327
鉄 鋼	13 (0.96)	38 (3.52)	59 (3.59)	57 (2.25)
	1,355	1,079	1,644	2,525
す ず	13 (8.39)	13 (12.3)	2 (6.25)	8 (5.76)
	55	106	32	139
精 糖	26 (2.80)	58 (4.50)	84 (9.86)	64 (14.5)
	929	1,288	852	441

表 1-2: イギリスの対トルコ輸入 1825-40年 (単位: 1,000 ポンド・スターリング)

	1825	1830	1835	1840
原 綿	612 (8.26)	11 (0.13)	18 (0.17)	15 (0.09)
	7,406	8,281	10,716	17,070
生 糸	193 (18.7)	263 (16.4)	382 (21.4)	409 (22.0)
	1,034	1,599	1,781	1,859
羊 毛	13 (0.90)	—	34 (2.99)	16 (1.20)
	1,437	—	1,137	1,328
アカネ	198 (48.2)	255 (76.3)	202 (46.7)	562 (68.8)
	411	334	433	817
ヴァロニア	7 (53.8)	43 (82.7)	60 (87.0)	49 (90.7)
	13	52	69	54
レーズン	54 (91.5)	32 (43.2)	33 (27.7)	37 (23.6)
	58	74	119	157
イチジク	—	12 (92.3)	11 (91.7)	12 (63.2)
	—	13	12	19
アヘン	16 (9.41)	26 (89.7)	11 (90.9)	7 (63.6)
	17	29	12	11
化粧水	9	11 (93.8)	18 (58.1)	12 (93.8)
	12	11	31	13
絨 毯	6 (98.2)	13 (19.3)	12 (12.4)	21 (15.2)
	6	63	97	138

[注] 各欄上段は当該品目の対トルコ輸出・輸入総額を、下段はイギリスの海外輸出・輸入総額を、またカッコ内数値はイギリス海外取引全体に占める対トルコ取引の%を示す。

[典拠] F. E. Bailey, *British Policy and the Turkish Reform Movement: A Study in Anglo-Turkish Relations 1826-1853*, New York, 1942, pp. 247-270; O. Köyman, "A Comparative Study of the Anglo-Turkish Relations: c. 1830-1870 and 1919-1939", Ph. D. diss., University of Strathclyde, 1967, p. 91.

図1-1：イギリスの対トルコ輸出 1827-40年（単位：ポンド・スターリング）

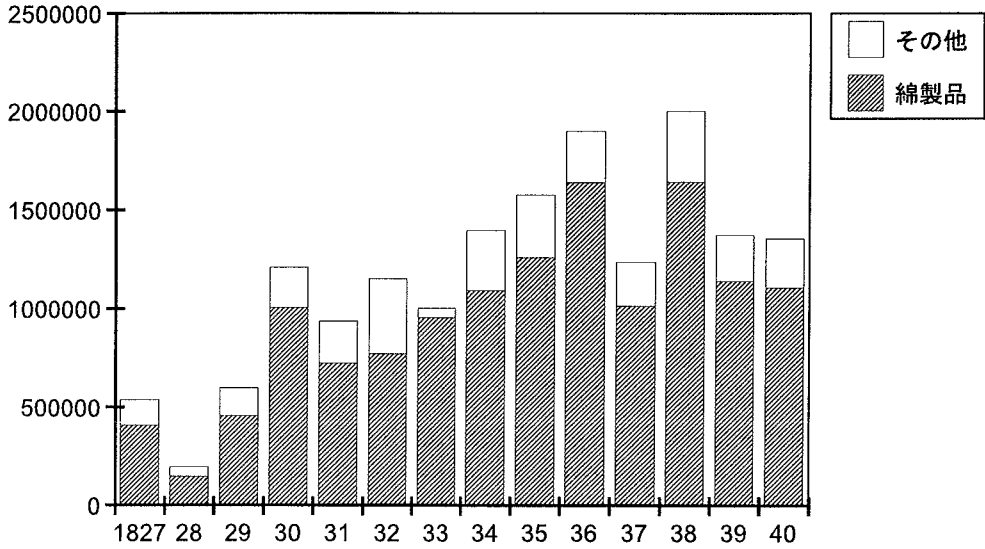
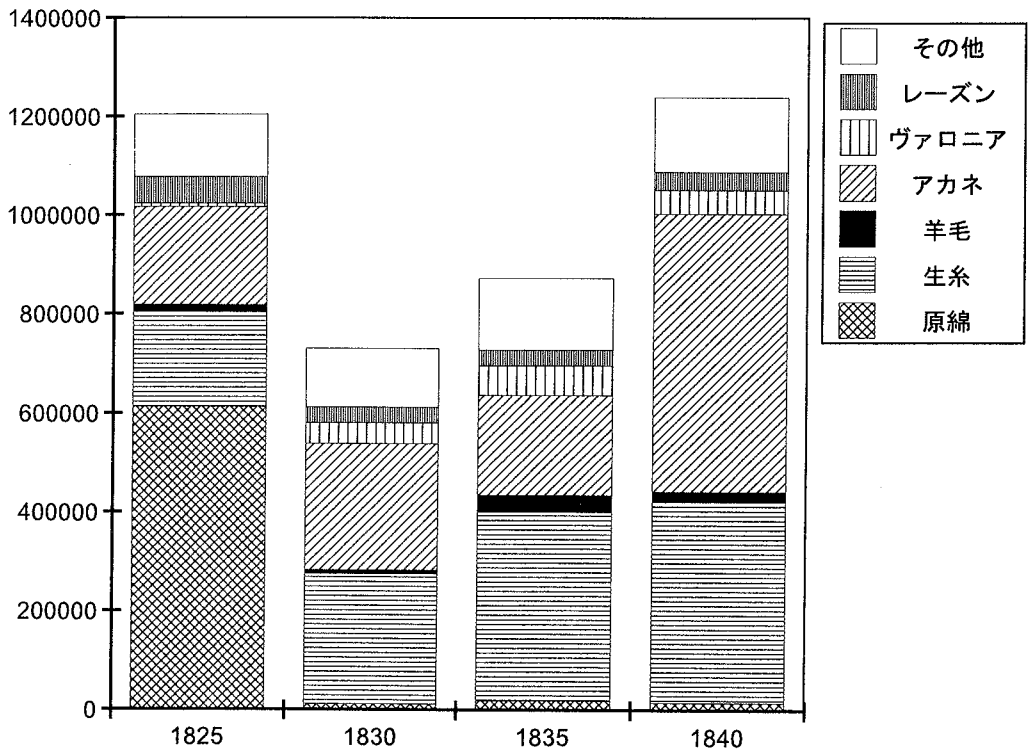


図1-2：イギリスの対トルコ輸入 1825-40年（単位：ポンド・スターリング）



〔典拠〕 F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 247-270; O. Kurmus, "The Role of British Capital in the Economic Development of Western Anatolia, 1850-1913", Ph. D. diss., University of London, 1974, pp. 37-38.

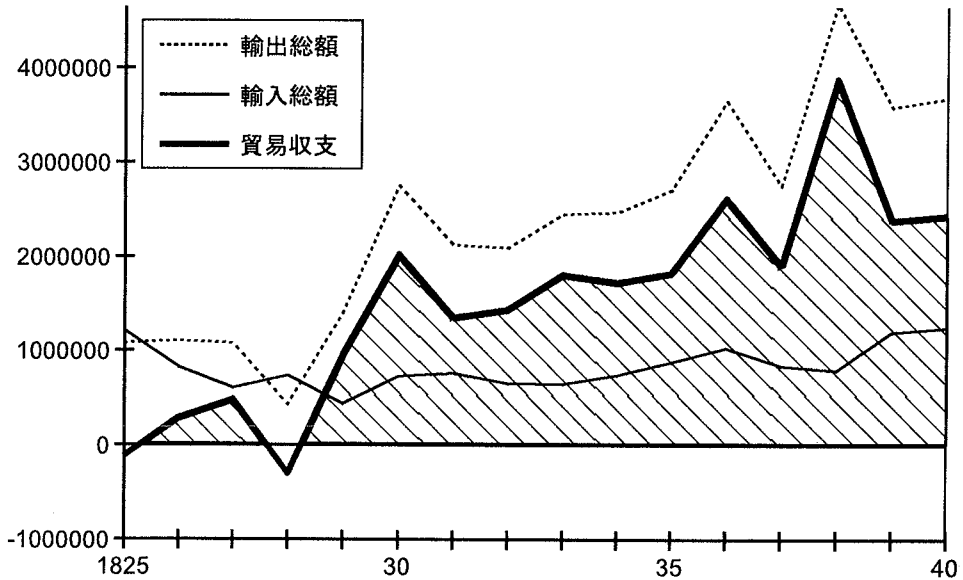
ポレオン戦争の結果、フランス綿製品がレヴァント市場から撤退する一方、ドイツ綿製品もフィウメ・トリエステ経由海上輸送ルートの遮断によって運送経費が上昇し、ほぼ1815年を画期にイギリスは綿業を基軸として東地中海市場を制覇した。<sup>11</sup> 第二段階は旧来圧倒的優位にあったインド高級綿布の駆逐である。これは新型機械導入による模倣技術の進歩と労働経費節約による製品価格の逡減に負うところが大きく、この結果イギリス製品はトルコによる綿糸輸入の80%、綿布輸入の70%を掌握している。<sup>12</sup> 第三段階は安価な原綿・賃金労働に立脚するトルコ国産綿糸との競争であり、1820-30年代にはバルカン半島・首都近郊エーゲ海沿岸において安価良質な輸入綿糸の進入と国内綿紡績業の敗退が進行し、国内織布業は利用綿糸を国産品から輸入品へと漸次転換させた。かくしてスクターリScutari・アルバニアの織機台数は600から40へと、ティルノヴァTirnovaのそれは2,000から200へと、それぞれ激減し、当該部門で大幅な賃金引下・大量の失業が発生している。<sup>13</sup> 以上の過程を経てイギリスのトルコ向け綿製品輸出は2-3倍に伸張し、なお増大傾向にあるが、ただしイギリス綿製品輸出全体にしめるトルコ市場の位置は5%にとどまる。<sup>14</sup>

なお他に一定の比重を占める輸出品目に言及すれば、まず繊維部門の毛織物はかつてのレヴァント向け主力商品としての地位を完全に喪失した。これはトルコ固有の気候条件・服飾習慣の存在、オリエント嗜好を考慮した製品開発努力の放棄と大陸ヨーロッパ製品への敗退、トルコ国内における紡績・織布業者の広汎な残存、に由来する。それでも当該期においてトルコ向け輸出は5倍に増大した。また重工業部門の製鉄はトルコ向け輸出を4倍に拡大し、トルコ向け輸出品目において第3位の地位にある。工業原料の未精錬錫は取引総額にやや変動があるものの、一時はイギリス錫輸出全体において10%近い比重を占めた。植民地産品の精糖は輸出総額が3倍近くまで伸張し、イギリスの対土輸出において第2位にあるとともに、イギリス精糖輸出全体の10%前後を占める。<sup>15</sup> 以上の如く綿製品に対して他の品目の相対的比重は大幅に低いものの、いずれの品目もトルコ向け輸出が基本的に上昇傾向にあること、一部の品目についてはイギリス輸出全体においてトルコ向け輸出が一定の地位を占めていること、以上の点が注目されよう。

他方イギリスのトルコ産品輸入は一次産品を基軸に構成される。まず原綿は、1820年代において対英輸出総額の半分をしめ、イギリス綿業資本の原綿供給地帯として重要な意味をもった。また羊毛・モヘア(アンゴラ山羊毛)はともに取引総額が僅少であるが、後者はイギリス市場の9割を独占している。他方生糸は1830年代にイギリスのトルコ産品輸入全体の40-50%をしめるとともにイギリスの生糸輸入全体の20%を占め、有力な品目として成長した。繊維原料に次ぐのは各種染料(アカネ・黄イチゴ・没食子gallnuts)である。特にアカネは染料「トルコ・レッド」Turkish Redの原料としてヨーロッパで高い評価を受け、1830年代には対英輸出全体の3割を占めるとともにイギリスのアカネ輸入全体の5-7割を占めた。またヴァロニア(オーク樹木の乾燥殻斗)はタンニンを含む皮革産業界向け原料であるが、その呼称が主要産地アルバニアの港湾都市ヴァロナValonaに由来する如くトルコ産品がイギリス市場を独占している。さらにイギリス大衆文化・オリエント趣味を背景に、レーズン・オリーブ油等の食糧、香水・海綿等の奢侈品、伝統工業製品の絨毯も輸入が増大し、かつイギリス市場において高い比重を占める。<sup>16</sup> かくして一部の産品はイギリス市場で排他的地位にあるものの、いずれの品目もイギリスの対トルコ輸入品目構成において安定的優位を占めることができず、したがってトルコでは特定産品の生産・輸出に特化した所謂モノカルチャー経済が成立していないと言える。<sup>17</sup>

以上の如くイギリスの対トルコ貿易は既に通商条約に先立つ1820年代から着実に進行していた。ただしかかる英土貿易の展開は同時に次の問題をも内包した点に留意したい。まずイギリスのトル

図2：イギリスの対トルコ貿易収支 1825－40年（単位：ポンド・スターリング）



〔典拠〕 F. E. Bailey, *op. cit.*, p. 74.

コ向け綿製品の進出は確かに沿岸地帯・紡績部門でこそ進行したものの、内陸地帯・織布部門では国内産業の存続により依然阻害され、その拡大が限界に達しつつあったこと。他方そのトルコ産品輸入はモノカルチャー経済の遅滞により基幹品目を欠き、トルコ向け輸出とは対照的に停滞傾向にあること。この結果図2の如く貿易収支はイギリスの大幅な受取超過となってトルコの対英貿易赤字が膨張し、この貿易格差が英土貿易の安定成長にとって障害となったこと、以上である。<sup>18</sup>

ここで表2より英土貿易の国際的位置を確認しておこう。まずトルコ輸入貿易全体に占めるイギリスの地位は1830年代を通じて20%から30%へと上昇し、トルコ最大の輸入相手国となった。他方フランスは旧来の独占的地位を喪失して10%弱を占めるにとどまる。なお東欧諸国はその地理的近隣性から高い比重を占めるが、うちロシアの黒海經由トラブゾン向け輸出は一次産品（穀物、タール、皮革、羊毛、木材）を、またオーストリアのドナウ河經由バルカン諸国向け輸出は種々の半製品（鉄、真鍮、リンネル、ガラス、磁器）を、それぞれ主力品目としており、工業製品についてはイギリスが排他的地位を占めた。またトルコ輸出貿易においてはオーストリア向け輸出が1830年代を通じて全体の30%を占めて首位にある。イギリス向け輸出の比重は漸増傾向にあるものの20%弱で2位にとどまり、しかもフランスが僅差で追随している。かくしてトルコ向け輸出とは対照的にトルコ産品輸入におけるイギリスの地位は決して強固ではなかったと言える。<sup>19</sup>

## ② インド通商ルート開発とトルコ領土

旧来東インド会社によるアジア貿易は喜望峰・ケープ植民地經由で展開されてきた。既存の大型木造帆船は貿易風に依存するべく大西洋を大きく南西に迂回せざるを得なかったため、その行程はイギリス＝インド間の場合で片道およそ5-8ヶ月もの期間を要し、食糧・飲料補給の困難、遭難・

表 2-1: 各国の対トルコ輸出 (単位: %・総額のみポンド・スターリング)

	イギリス	フランス	ドイツ	オーストリア	ロシア	周辺諸国	総額
1830/ 32	19. 0	9. 9	3. 3	16. 9	31. 3	16. 0	4,926,000
1840/ 42	29. 3	8. 6	4. 6	22. 1	16. 5	16. 2	5,667,000

表 2-2: 各国の対トルコ輸入 (単位: %・総額のみポンド・スターリング)

	イギリス	フランス	ドイツ	オーストリア	ロシア	周辺諸国	総額
1830/ 32	13. 3	14. 3	2. 1	30. 9	12. 6	23. 1	3,841,000
1840/ 42	19. 8	16. 6	1.9	29. 1	10. 4	19. 5	5,155,000

〔注〕周辺諸国は南欧 (イタリア・ギリシア・セルビア) ・エジプト・ペルシアを含む。

〔典拠〕S. Pamuk, *The Ottoman Empire and European Capitalism, 1820-1913: Trade, Investment and Production*, Cambridge, 1987, pp. 31-32.

海賊被害の危険を伴うものであった。しかし1820年代以降、欧米市場の閉塞によりアジア市場の意義が高まる一方、産業革命の産物として開発された鉄製蒸気船は自家動力の故にアフリカ西岸を最短距離で南下できるものと期待され、喜望峰経由インド海運事業の迅速化が追求されることになる。1823年カルカッタ貿易業者は「カルカッタ汽船委員会」Calcutta Steam Committeeを組織し、ベンガル総督の資金援助とロンドン巨大商会の出資のもと「ベンガル汽船基金」Bengal Steam Fundを設立、1825年エンタープライズ号Enterprizeの建造とポーツマス＝カルカッタ間の試験運行を実施した。しかし初期の蒸気船は大量の石炭貯蔵により積載貨物量を空間的に制約される一方、推進手段として非効率な外輪と旧来の帆を併用したため、当初2ヶ月と計算された旅程は4ヶ月に達し、しかも燃料枯渇のため行程の4割を風力に依存する結果に終わっている。かくして蒸気船は外洋航海に不適とされ、喜望峰航路への導入は採算に合わないとは判断された。<sup>20</sup>

かかる状況下、汽船導入に有効なルートとしてトルコ領土を横断して東地中海とインド洋を結ぶ二種の「近道」Short Cutが注目され、それぞれ現地調査が実施されるに至った。その第一は紅海＝スエズ地峡を経由する南方のルートである。紅海はその沿岸地形・水深・風向状態が船舶航行に不適なうえ、スエズ地峡の陸送は貨物積換の手間を伴ったが、インド西岸ボンベイの歴代総督は喜望峰航路の終点カルカッタと競合するべくその開発に強い関心を示している。まず1823年M・エルフィンストンElphinstoneは東インド会社取締役会に初めて紅海汽船航路計画を提案し、次代J・マルコムMalcolmはこの計画を主に郵便通信の手段として具体化した。続く1829年には紅海沿岸各地に石炭補給基地を整備しつつ総督財政の負担でヒュー・リンゼイ号Hugh Lindsayを建造し、翌年ボンベイ＝スエズ間を33日間 (うち12日間は燃料補給に伴う港内停泊) で結んでいる。しかし東インド会社は貿易独占の喪失により巨額資金を要する航路開発への参入を敬遠したため、1833年ボンベイ総督は合資会社「ボンベイ汽船委員会」Bombay Steam Committee及び「ボンベイ汽船基金」Bombay Steam Fundを設立して独自に開発事業を進めることになった。折しも上記カルカッタ汽船委員会は喜望峰航路の失敗により関心を紅海航路に向けつつあり、ボンベイ・カルカッタの両汽船委員会は、インド貿易の主導権をめぐる相互に対抗しながらも、インド総督W・ベンティンクBentinckの提案のもと紅海航路を共同開発することで合意した。<sup>21</sup> 第二はペルシア湾＝メソポタミ

ア地域を經由する北方のルートである。まず1830年J・W・テイラーTaylorがユーフラテス河を調査し、バグダード太守より「10年期限のチグリス河汽船航行独占権」を含む通商特権を獲得している。また同年にはボンベイ総督もチグリス河流域を調査し、さらに駐土大使R・ゴードンGordonはF・R・チェスニーChesneyに指示してユーフラテス河の流域調査を行わせた。<sup>22</sup> なおイギリス本国と東地中海との連絡については、まずロンドンとイギリス海軍基地マルタ島との間において1825年以降海軍が蒸気艦艇の建造・航行を志向している。このうちロンドン＝ジブラルタル間については既存の帆船航路が汽船航行に漸次転換され、ジブラルタル＝マルタ間については1832年以降軍用汽船の定期運行が開始された。しかし最終行程のマルタ＝アレクサンドリア間の接続は今後の課題として残された。<sup>23</sup>

以上の東地中海経由ルートの開発は、紅海ルートと両河ルートとの対抗関係を内包しつつ、いずれもその遂行には巨額の経費を要するためイギリス議会の予算措置が不可欠となる一方、それぞれトルコ領土のエジプト国境・ロシア国境付近を通過する故、トルコをめぐる国際関係の安定が事業成功の前提条件となってくる。

## (2) 改進黨的トリー主義と対トルコ政策

戦後不況と欧米各国の保護貿易に伴うイギリス海外貿易の停滞を背景として、1820年にロンドン商人が『自由貿易請願』を議会に提出する一方、マンチェスター綿業資本は「マンチェスター商業会議所」を設立し、以後自由貿易運動が興隆する。かかる動向に対応して以後歴代政権の通商政策は保護主義から自由貿易へと、またその対外政策は反動主義から自由主義外交へと、漸次転換することになる。以下かかる自由主義政策体系にしめる対トルコ政策の位置を確認しよう。

### ① ハスキソン通商政策と重商主義体系の廃棄

1820年、トリー党リヴァプールLiverpool内閣は「外国貿易調査特別委員会」を組織してイギリス海外貿易の現状調査を開始した。その公聴会ではT・トゥックTookeをはじめ特にバルト海貿易に従事する貿易業者がイギリス通商規制の弊害を訴えたが、地中海貿易についてはJ・ニコルNichol(グリーン商会Green & Co.)が証言し、トルコ市場がかつてイギリス産業資本にとってとるに足らない存在であったものの10年ほど前から大量の工業製品を吸収し始め、現在では「重大な意味」をもつこと、しかるに航海条令に保護されたイギリス海運業者の高率運賃がその成長の障害となっていること、を指摘している。<sup>24</sup> 翌1821年の庶民院審議にて委員長ワラスWallaceは、植民地戦争の終結した今日、海外貿易の振興には通商規制の撤廃と公正競争の創出が必要であること、その中心課題はオランダ・ドイツ連邦諸国に対する規制の解消にあるが、同時にロシア・トルコへの規制の緩和はバルト海・レヴァント貿易を促進してヨーロッパ貿易全体の発展に寄与しうること、以上を指摘しつつ航海条令の改正を勧告した。改正法案の通過により、大陸ヨーロッパからの輸入貿易は当該商品生産国・搬出国の帰属船舶にも認可され、以後トルコ産品輸入はイギリス商船のみならず安価運賃を採用するギリシア商船にも許可されるに至った。<sup>25</sup>

続く1822年、トリー政権は改革派官僚の登用によりリヴァプール改造内閣を編成し、一連の自由主義改革を展開する(「改進黨的トリー主義」Liberal Toryism)。まず通商政策については商務院総裁W・ハスキソンHuskissonのもと数次にわたる輸入関税の引下が断行され、その頂点をなす1825年関税改革では大陸諸国との互惠通商体制による輸出拡大を目的に一次産品・工業製品ともに輸入関税が緩和された。かかる農業関税の漸次的廃棄はトルコ一次産品輸入の促進にも一定の効果を与えたと思われる。<sup>26</sup> 同時にハスキソンはロンドン巨大商人の組織する「レヴァント会社」Levant Companyの弊害に着目している。同社は特権貿易会社として16世紀以来トルコ貿易事業を



独占するとともに現地の領事活動を掌握しており、一般の中小貿易業者がレヴァント貿易に従事するには同社への通商許可の申請と巨額の領事手数料Consulate Fee・取引手数料の納入が必要であった。<sup>27</sup> 北部工業地帯の中小商人は既に1810年代からロンドン特権企業の活動に抗議し、周知の如く1813年には東インド会社のインド貿易独占が廃止されたのであるが、しかし議会審議においてレヴァント会社の貿易独占はむしろ東地中海貿易の発展に寄与するものと評価され、また同社は一般商人の加盟を認める自由会社open companyであって厳密な独占企業ではないとされており、<sup>28</sup> 東インド会社の中国貿易独占とともに依然その廃棄が課題として残されていたのである。ところが同社のグランビル Grenville は経営の閉塞状況から次第に事業存続への懸念を示すようになり、また1824年庶民院審議では同社の領事任命権が外務省の権限に抵触するとして批判されるに至った。<sup>29</sup> ここにハスキソンは、上記1825年関税改革をめぐる庶民院審議にてイギリス海外貿易の「極めて重要な部門」たるレヴァント貿易問題に言及し、現地の政情不安が終息した現在、領事人事としては政府の直接任命制度が適当であること、同社の課税特権がイギリス海運事業を攪乱していること、以上を根拠に同社の廃止を提案し、了承された。かくして北部の中小貿易業者は以後ギリシア商人の仲介に依存することなく直接トルコ貿易事業に参入するとともに、現地の領事任命権はロンドン巨大商社からイギリス外務省へと移管されることになる。<sup>30</sup>

以上の如きトーリー政権の自由主義通商政策において、現実には狭隘な市場能力しか持たないトルコ市場がバルト海市場と並ぶ有望な海外市場としてその発展を期待されていること、ハスキソン通商政策の基礎はイギリス輸入関税の緩和にあり、英土貿易の弱点をなすべきトルコの対英赤字を解消する効果を持ち得たこと、レヴァント会社の廃止に象徴される重商主義体系の廃棄により、シティを拠点とする旧来の巨大商業資本は着実にその経済的・政治的勢力基盤を喪失しつつあったこと、以上の点を確認することができよう。

## ② キャニング自由主義外交とギリシア独立戦争

他方改進黨のトーリー主義のもとイギリス外交政策の基本方針も転換する（「外交革命」Diplomatic Revolution）。すなわち前任R・S・カスルレー Castlereagh が正統主義・勢力均衡を基本原則とするウィーン体制に荷担しつつ、フランス革命の延長をなす各国民族主義・自由主義運動の興隆を抑圧し、もってヨーロッパ国際関係の現状維持を重視したのに対し、新任外相G・キャニングCanningはその対象領域をヨーロッパ大陸から世界規模へと拡大するとともに、各地の自由主義運動を支持し、もって産業資本の世界市場進出を支援した。その典型は1820年代における一連の南米スペイン植民地独立運動への介入であり、これによりイギリス産業は南米各地に大量の兵器・軍需物資を輸出するとともに、その独立に伴いイギリスは南米各国と最恵国待遇を含む通商条約を順次締結し、かくして南米市場は旧来のスペイン本国による独占体制から解放されるに至った。<sup>31</sup>

他方バルカンにおいては自ら首相に就任した1827年にギリシア独立戦争（1825-29年）に介入し、同年7月ロンドン条約にて仏露とともにギリシア独立運動の支援を決議した後、10月ナヴァリノ Navarino 海戦にてトルコ・エジプト連合艦隊を撃破している。このギリシア問題への介入は、直接的にはギリシア正教徒の保護を名目とするロシア南下政策の阻止を目的としたが、結果的にはレヴァント貿易において重要な位置をしめるギリシア市場をトルコ通商体系から解放し、後のイギリス＝ギリシア通商条約締結（1837年）と相俟って東地中海市場の開拓に貢献したと思われる。<sup>32</sup> この意味でキャニングの自由主義外交はハスキソンの自由主義通商とともにイギリス産業資本のレヴァント市場進出を促進したと言えよう。ただしその反面、ギリシア独立の支援に伴うトルコ領土の解体は、政情安定を条件とするインド通商ルート開発への重大な危機を意味した。

### (3) 東方問題の発生

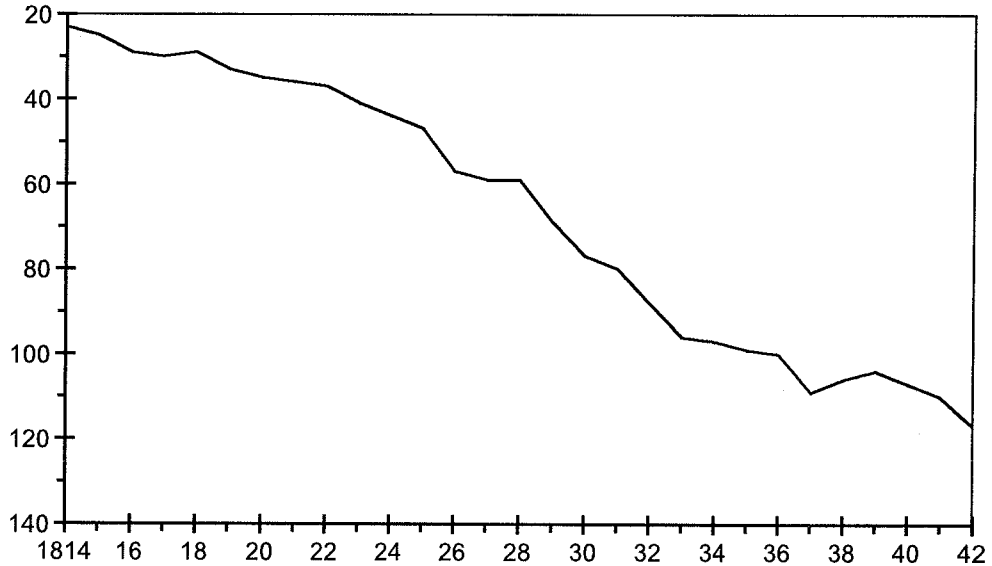
1820年代に始まる英土貿易によって18世紀以来進行してきたヨーロッパ＝トルコ相互の工業製品・一次産品交換はほぼ確立する。この結果南北トルコ辺境地帯（バルカン・エジプト）において経済的には巨大農場の形成（チフトリック制 Ciftlik）と輸出向け商品作物の生産が定置し、政治的には地方名望家層（アーヤーン層 Ayan）の興隆とその中間搾取を意味する徴税請負制（イルティザーム制 Iltizam）の展開、あるいはエジプト太守メフメット・アリの専制体制と独自の専売制度の構築が進んだ。かつ英土貿易におけるトルコ貿易収支の逆調は貴金属・正貨の流出を引き起こし、かくしてトルコにおける地方勢力の離反傾向と中央政府の財政・通貨危機が明白となった。他方イギリス自由主義外交の展開によってウィーン反動体制は実質的に解体し、かつ1823年アメリカ合衆国のモンロー宣言によりヨーロッパ外交の新大陸への波及が拒否されたこともあって、以後ヨーロッパ国際政治の焦点は「東方問題」に移り、列強によるトルコ領土分割の危機が発生する。

#### ① トルコ中央集権政策と税制改革

かかる内外の危機にあって開明君主マフムート2世（在位1808-39年）は本土アナトリアを対象に中央集権の強化を進めている。第一は封建勢力の解体と中小農民の再建であり、1826年には守旧常備軍（イエニチェリ軍団）が廃止されて新制軍隊（ムハンマド常勝軍）が創設される一方、1831年には軍事封土制（ティマル制 Timar）が廃止されて封土の回収・再配分が試みられた。<sup>33</sup> 第二はその財政基盤をなすべき一連の税制改革である。まずトルコ政府は当座の財源不足・通貨減少を解決するべく一連の貨幣悪鋳を行うが、これは貨幣価値の下落＝商品価格の上昇に帰結した。<sup>34</sup> また関税は、その時々の時価に対してではなく既存の関税表に予め記載された固定価格を基準に課税されるが故に、この物価上昇に伴い名目3%の税率が実質1-2%水準まで大幅に下落している。ここにトルコ政府は3%から5%への関税引上を計画するに至り、これは1831年米土通商条約において実現した。しかし主要貿易相手たるヨーロッパ諸国との交渉はカピチュレーション規定の存在が障害となって難航し、1820年・34年に物価変動を考慮した関税表改正が実施されるにとどまった。<sup>35</sup> このため税制改革の焦点は列強の干渉を受けない内国課税に向けられる。まず1826年には輸出商品（ヴァロニア・アカネ・イチジク・オリーブ油・羊毛・蜜蝋）に対する輸送許可制度が、続く1827年には輸出商品の国内買付への内国関税が、また1829年には輸入商品の国内小売への同税が順次採用され、これはイスラム商人のみならず漸次国内通商に参入しつつあったキリスト教徒臣民及び外国商人にも賦課された。さらに1828年専売制度が主力輸出商品（アヘン・生糸・穀物・オリーブ油・原綿・羊毛）を対象に導入されている。<sup>36</sup> なお直接税に関しては、上記ティマル制の廃止に伴い回収された封土において徴税請負制の導入が進められるにとどまった。<sup>37</sup>

以上の中央集権政策は、その財政基盤を専売利権者・徴税請負人を媒介とした専売制度・徴税請負制という間接的徴税機構に置く以上、既に根本的な自己矛盾を内包したと言えるが、同時に英土貿易の展開にとっても重大な障害を意味した。まず、一方の輸出課税はトルコ産品の対外競争力を低め、他方の中農創出は巨大農場形成を制約し、両者相俟ってトルコの一次産品輸出を攪乱、すなわちイギリスのトルコ産品輸入を停滞させることになった。また半農半工の中小農民は、間接的には自給農業への従事によって余剰収入の蓄積を阻害する一方、直接的には家内工業を通じて輸入製品への国内需要を抑制し、イギリス製品の内地市場進出をも攪乱したと言える。<sup>38</sup> さらに貨幣悪鋳に伴うトルコ通貨価値の下落は図3の如く対ポンド・スターリング相場を悪化させ、英土貿易そのものの円滑な進行を妨害することになる。<sup>39</sup> マフムート2世の内政改革は、それ自体前述イギリスのトルコ通商関係・外交政策への対応であったわけであるが、以上の結果逆にイギリス産業利権・通

図3：トルコ・ピアストルの対ポンド・スターリング相場 1814-42年 (単位：ピアストル)



〔典拠〕 H. W. V. Temperley, *England and the Middle East: The Crimea*, London, 1936, p. 405.

商政策の展開に対して大きな反作用をもたらすことになった。

## ② トルコ領土解体の進行

ロシアは1822年関税によってイギリス工業製品の進出を排除する一方、農奴制に立脚する安価穀物生産を基礎にイギリス向け穀物輸出を展開したが、その拠点は北部のバルト海沿岸にある。他方南部の黒海沿岸は肥沃な黒土地帯と港湾都市オデッサOdessaを擁し、隣接するトルコ属領モルダビア・ワラキア両国とともに、特にナポレオン大陸封鎖によりバルト海貿易が遮断された際には有望な代替市場として注目された。1819年アレクサンドル1世はオデッサを30年期限で自由貿易都市に指定し、以降南部ロシアは新たな穀物輸出拠点として成長する。しかもイギリスのバルト海貿易は特権会社「ロシア会社」Russian Companyがこれを独占したのに対し、黒海貿易は同社設立時点にはトルコ領土に帰属したためその特権が及ばず、一般のイギリス民間商船により展開された。かかるイギリス向け穀物輸出をめぐる南部ロシアの経済発展とそのトルコ属領バルカン両国との競合関係は、当該期ロシア南下政策の展開及び露土外交対立の発生の経済基盤をなしている。<sup>40</sup>

新帝ニコライ1世は上記ギリシア独立戦争と平行しつつ単独で露土戦争(1828-29年)を遂行したが、トルコ政府は海峡通過ロシア商船への検閲を強化するとともに、自国軍隊への供給のため一部積載貨物(脂肪・穀物)を没収し、オデッサの輸出貿易は一時攪乱される。<sup>41</sup>しかし1829年アドリアノーブル講和条約の締結によって、トルコ政府は前述ロンドン条約に従いギリシアの独立を承認するとともに(第10条)、ロシア政府には黒海東岸サーカシアCircassia地方における税関・検疫制度の施行(第4条)、その後見下におけるモルダビア・ワラキア二大自治公国の建設(第5条)、セルビア政府の自治(第6条)、トルコ通商における3%関税を除く各種内国関税の廃止(第7条)、両海峡・黒海における商船自由航行(第8条)、4億クルスの賠償支払とその担保としてのシリストリ

ア Silistria 割譲（第9条）、以上を認め、ロシアの黒海東西両岸に沿った南下政策が進展した。<sup>42</sup> 他方ロシア政府はその見返りとしてトルコ政府に上記専売制度の実施を承認したと言われる。ただしその際、まずイギリス向け輸出をめぐりロシア産品と競合するトルコ産品（穀物・麻・木材・油脂）についてのみ専売制度を認可し、英土貿易の攪乱・英露貿易の促進を図ったこと、また逆にトルコ固有の品目（染料・樹脂）については専売制度を抑制し、ロシア工業の原料調達を維持したこと、さらに南下政策を展開するロシア政府にとってトルコ国家財政の混乱をもたらす専売制度はむしろ好都合であったこと、以上の点が留意される。<sup>43</sup>

他方フランスはナポレオン戦争によりレヴァント貿易における旧来の地位を喪失したものの、シャルル10世治下ブルボン復古王政は地中海を「フランスの湖」とする野望を放棄できず、また国際政治における名声の回復によって国民の不満を払拭する必要から、エジプト太守メフメット・アリとの経済的・政治的紐帯を後盾として1830年トルコ領アルジェリアに侵攻した。このフランスの北アフリカ進出はエジプトのシリア進出を誘発し、太守は上記ギリシア独立戦争への出兵の代償としてトルコ政府にシリア支配権を要求することになる（1832年第一次エジプト事変）。他方フランスは対外進出をもってしても国民の支持を維持できず、同年七月革命が勃発するが、これは隣国ベルギーの独立戦争を招いて列強の関心は近東から西欧へと一時移行することになる。<sup>44</sup>

### ③ 英露対立の発生

エジプト事変に際してトルコ政府はイギリス政府に派兵を依頼し、駐土大使S・キャニング Canning もこれを支援したが、組閣直後のウィッグ党グレイ内閣新任外相パーマストン Palmerston は1832年選挙法改正に伴う憲政危機とベルギー独立戦争への軍事支援に忙殺され、東地中海への艦隊派遣を拒否した。この結果トルコは仇敵ロシアに支援を要請し、1833年7月に8年期限のウンキアル・スケレッシ条約を締結する。これによりロシアはトルコにエジプト反乱時の軍事援助を、トルコはロシアに戦時の海峡封鎖を、相互に保証し、海峡問題におけるロシアの優位が確立される。<sup>45</sup> ここにウィリアム4世は議会での国王演説において、今後のヨーロッパ平和のためベルギー・イベリア半島状勢とともにトルコ状勢に留意する必要を指摘し、トルコ領土保全の必要を訴えている。これを受けパーマストンもヨーロッパ勢力均衡体系にとってトルコ領土統一のもつ意義を認め、以後ロシア南下政策からトルコ領土を防衛することがイギリス外交の課題となった。<sup>46</sup>

## 〔2〕1830年代におけるトルコ市場論争

以上の如きトルコ通商におけるイギリスの覇権、トルコ外交におけるロシアの優位、という背景を踏まえつつ、本節では1830年代イギリス議会内外で展開されるトルコ市場論争を検討しよう。

### （1）イギリス貿易業者とトルコ通商規制問題

レヴァント会社に帰属する商人資本は同社廃止に伴い自由貿易原則に基づく「新生レヴァント会社」New Levant Companyの設立を試みたが失敗し、以後その末裔たる英系商人ウィタール Wittall, リー Lee, バーカー Barker, 及び議会特別法に準拠しイギリス国籍を認められたシャルノーズ Charnouds, ラ・フォンテーヌ La Fontaines, 以上五大商會がスミルナを拠点に英土貿易を牽引する。またリヴァプールの個人貿易商會 C・H・バージェス Burgess, ベル Bells & Co., ブリッグス Briggs & Co. が新規に参入し、スミルナだけで30数社のイギリス海運会社が貿易事業を展開した。<sup>47</sup>

これらのイギリス商人は上記トルコ政府の通商規制に直面するなか現地イギリス大使・領事に対し以下の点を通商活動への弊害として訴えている。その第一は専売制度である。専売制度の対象をなす各種品目の取引は、専売納付金納入の代価としてトルコ政府から当該品目の買付・販売独占を

承認された専売利権者にのみ認可され、イギリス商人の直接買付を阻害するとともに現地での仕入価格をほぼ固定した。1833年以來外相パーマストンは新任駐土大使J・ポンソンビー Ponsonbyを媒介として、専売制度が法的に既存のカピチュレーション規定に抵触するのみならず両国の通商関係を抑制していること、その廃止によりトルコ臣民の富と繁栄が増大し、帝国の産業・資源が発展しうること、以上をスルタンに度々進言した。<sup>48</sup> 第二は輸出向け製品の買付・輸送に対する内国関税の導入である。内国関税は前述の如く1820年代において漸次導入・強化され、この結果例えばブルサ産生糸には4.875%、アンカラ産山羊毛には5.25%、羊毛には6%の内国関税が、カピチュレーションに規定される3%輸出関税に加えてそれぞれ課税され、かつフランス・ドイツ商人に比べ特にイギリス商人に対して差別的に賦課されたと言われる。イギリス商人は現地総領事J・カートライト Cartwrightを通じてイギリス本国政府の外交干渉を要請するとともに、1835以降『タイムズ』紙上において世論に度々その弊害を訴えている。さらに正規の国税である内国関税に加えて地方太守による恣意的な強制課税の存在も指摘されており、イノスEnosではイギリス向け黄イチゴ輸出に20%の付加税が、またコンスタンチノーブルではイギリス向け生糸輸出に1.25%の付加税が、それぞれ追徴されたとされる。<sup>49</sup> 第三は通過関税制度である。トルコ政府は第三国間相互の通商を目的として自国領内を通過する商品に一律2.5%の通過税を課したが、これは黒海を中継するイギリスの対ペルシア貿易・対ロシア貿易を阻害しているとされた。<sup>50</sup>

以上の如くイギリス貿易業者がレヴァント会社の廃止以降も現地領事・大使館との接触を維持し、これを媒介としてイギリス外相にその不満を表明したことは、とりわけ産業資本が行政機構との交渉手段を保持しなかったことを想起する場合、英土通商条約問題において商業利害が依然無視し得ぬ位置を占めたことを示すものとして注目されよう。ただしその際貿易業者が批判した通商障壁とは基本的にイギリス向け一次製品の輸出を制限する専売制度・内国関税であったこと、換言すれば商業利害の要求はイギリスのトルコ産品輸入に関わるものであったこと、に留意されたい。

## (2) D・アーカートと英土双務貿易論

D・アーカート David Urquhart (1805-77年)は公的・私的立場で度々トルコに赴き、トルコ経済・政治事情に関する種々の著作を出版するとともに、後に駐土大使館官吏として英土通商条約の草案作成に関与した人物である。その血筋は生粋のスコットランド貴族に属するが、ヨーロッパ各国での英才教育により語学・農学・砲術を修めるとともにオックスフォード大学では功利主義者J・ベンサムの影響を受け、ギリシア独立戦争には義勇兵として参加するなど自由主義思想の持ち主でもあった。また国王私設秘書H・テイラー卿 Taylorとの親交を通じてウィリアム4世の知遇を得ており、その社会的地位は当時の支配エリートに帰属すると言えよう。<sup>51</sup>

### ① トルコの経済価値

アーカートはギリシア独立戦争への参加に由来する東方問題への見識を評価され、国王の勅命により1831-32年駐土大使S・キャンニングに随行して訪土する。帰国後アーカートはトルコ状勢の詳細を国王及び外相パーマストンに報告するが、その内容は著書『トルコとその資源—イギリス東方貿易の現状と将来—』(1833年)として出版され、以下の如きトルコ市場論を展開した。<sup>52</sup>

アーカートによればトルコでは旧来良質なインド綿製品が優勢であったが、近年では工場生産に伴う価格低減と品質改良によりイギリス製品が漸次トルコ消費者の関心を捉え、かつ国産製品をも駆逐しつつある。他方トルコは属領バルカン・エジプトを含め、多彩にして豊富な一次産品(銅・鉄・羊毛・綿花・亜麻・生糸)の供給能力を保持している。かかる両国の対照的産業構造においてはイギリス工業製品とトルコ一次産品との相互交換こそが双方にとって有益なはずであり、将来レ

ヴァント全体で推計6千万にのぼる顧客との商品交換が期待できる。<sup>53</sup> しかるにイギリスは1820年代以降、綿製品を基軸に工業製品のトルコ向け輸出を倍増させながら、これに見合ったトルコ産品輸入を行っていない。この結果、農村地域では農地の多くが未耕作のまま放置される一方、労働力の半分は家内工業に投下されて綿織物・羊毛絨毯・皮革製品の自給生産が展開されている。このため商品作物生産への特化が停滞して農民の余剰蓄積が遅れ、輸入製品への購買能力が低下する一方、輸入工業製品に対する国内需要も低い状況にある。<sup>54</sup> のみならず近年ドイツ毛織物・綿織物のトルコ市場進出がめざましく、イギリス製品との競合状態が懸念される。<sup>55</sup>

かかる状況においてイギリスが今後トルコ向け輸出を一層促進するには、トルコの対外支払能力を強化するべく、まずイギリス自身がトルコ産品輸入を加速する必要がある。<sup>56</sup> その際まず問題となるのはトルコ政府の輸出規制である。すなわち近年トルコ政府は輸出産品を対象に関税を強化するとともに専売制度を導入したが、かかる措置は外国消費者を圧迫してトルコ輸出貿易を妨害するだけである。<sup>57</sup> しかしより重大な障害はイギリス自身の農業保護関税にある。すなわちトルコ政府が100ポンドのイギリス産品に一律3ポンドの関税のみを課税するのに対し、イギリス政府は100ポンドのトルコ産品に対して、没食子・ヴァロニア・アカネの場合10ポンド、黄イチゴには40ポンド、タバコについては実に600ポンドもの高率関税を賦課している。したがってイギリスのトルコ産品輸入を促進する上で、トルコ関税・専売制度のみを批判するのは筋違いであり、むしろイギリス輸入関税の引下こそが必要である。<sup>58</sup>

以上の如くアーカートは、イギリスによるトルコ産品輸入の停滞傾向が、制度的にはトルコ政府の輸出規制に由来するとともに、構造的には中小自営農民の広汎な展開というアナトリア固有の土地制度に起因することを認識しつつ、トルコ輸出規制の緩和・イギリス農業関税の引下→イギリスのトルコ産品輸入増大→トルコの支払能力向上→イギリスのトルコ向け輸出増大、という一連の流れで両国貿易の発展を説き、英土相互の農工分業体制を提唱したのである。

## ② ロシア南下政策の脅威

アーカートはそのトルコ市場論によって世論に大きな影響を与える一方、<sup>59</sup> パーマストンからその知験を評価され、経済事情調査のため1833年再度トルコに派遣された。その途上アーカートは大陸諸国を經由してバルカン諸国及び黒海東岸のサーカシア地方を視察し、プロイセンによるドイツ関税同盟の形成とロシアによる黒海進出をそれぞれイギリス海外貿易における大陸市場・東方市場への危機と認識した。<sup>60</sup> 特に同年におけるウンキアル＝スケレッシ条約の締結はアーカートのトルコ市場認識に大きな影響を与えることになる。

まず1834年1月の外相宛て報告においてアーカートはトルコ市場の経済価値をあらためて強調しているが、その立論におけるロシア市場との対比が留意される。すなわち、第一にトルコはイギリスが旧来ロシアから輸入してきた一次産品（穀物・獣脂・麻・銅・鉄・鉛・油脂）をより安価に供給する能力をもち、ロシアに代わる有望な食糧・原料供給市場になりうる。第二にトルコはイギリスが現在ロシアに輸出しているそれよりも大量の工業製品を吸収できるはずであり、販売市場としての開発の余地が残されていること。第三にロシアはイギリスに年間平均400万ポンドもの一次産品を輸出しながら、イギリスからわずか230万ポンドの工業製品を輸入するにとどまり、大幅な対英貿易黒字を獲得している。他方トルコはイギリスにロシアのその5分の1にすぎない80万ポンドの一次産品を輸出しながら、イギリスからロシアのそれを超える270万ポンドもの工業製品を輸入して、巨額の対英貿易赤字を記録している。かかる対ロシア・トルコ貿易格差を是正するべくイギリスは主要一次産品輸入市場をロシアからトルコへと転換させる必要があること。総じてイ

ギリス産業資本の成長の上でロシア市場よりもトルコ市場を重視する必要を主張している。<sup>61</sup>

続く同年2月の報告はより政治的色彩が強くなっている。すなわち、トルコにおけるロシアの脅威が後退すればイギリスがロシア穀物に依存する必要はなくなることで、トルコ政府はそれぞれバルカン・北アフリカに進出した露仏両国よりもイギリスに対して強い信頼を置いていること、したがってイギリス艦隊による海峡防衛＝対露開戦が必要であること、以上の点が指摘された。<sup>62</sup>

### ③ 対露戦争の必要

しかしこの性急な反露提言は政府首脳の支持を獲得できなかった。そこでアーカートは帰国後『イギリス、フランス、ロシア、トルコ』(1834年)を出版し、世論を対象に反露キャンペーンを展開している。<sup>63</sup> 同書においてアーカートはポーランド分割の先例とギリシア独立戦争・エジプト事変に伴うロシア南下政策の進行を指摘しつつ、ロシアのトルコ支配が及ぼすイギリス海外貿易への打撃を警告した。すなわち、「イギリスの海外輸出において年間3,000万ポンドを消費するトルコがロシアに支配された場合、当該地域はロシア関税制度のもとに置かれ」、「イギリス海外輸出の大幅な減少が発生する」。<sup>64</sup> 果たしてイギリスは「ヨーロッパで唯一の自由貿易地域の消滅を許せるだろうか。自由貿易を原則とする帝国(＝トルコ)が、地球上で最も保護主義的な列強(＝ロシア)に吸収されることを許せるだろうか。イギリスは世界第一位の商業的地位をこのような列強に奪取されることを許せるだろうか。他方、「ドナウ河が運河によってオーストリア、ロシア、プロイセン、バイエルンの河川と接続されれば、ドイツ工業地帯とトルコ、ペルシア、エジプト、アラブ、さらにはインドとの直通ルートが構築される。これはトルコ領土を経由するインド通商ルート開発にとって問題ないだろうか」。<sup>65</sup> アーカートはこのような疑問を示しつつ、ロシア南下政策の結果として単にイギリスのトルコ市場喪失のみならず、ドイツ産業資本のアジア市場参入及びイギリス＝インド通商路の寸断の危険をも指摘し、英仏両国の軍事介入を提唱したのである。

本書は出版直後5版まで増刷される一方、『エディンバラ・レビュー』*Edinburgh Review*、『クウォーターリー』*Quarterly*、『ブリティッシュ・フォーリン・レビュー』*British & Foreign Review*の各誌が好意的評価を示し、また日刊の『フォーリン・クウォーターリー』*Foreign Quarterly*、『タイムズ』、『スタンダード』*Standard*各紙もロシア南下政策への警戒の必要においてほぼ同調しており、かくしてアーカートの反露キャンペーンはイギリス世論において広く受け入れられるに至った。<sup>66</sup> アーカートはまた自ら雑誌『ポートフォリオ』*The Portfolio: A Collection of State Papers* (1835-36年)を創刊し、ロシアの海峡支配が東欧におけるオーストリア・プロイセン・ギリシアの衛星国化を、またアジアにおけるペルシア・アフガニスタンの従属をもたらし、イギリス東方貿易にとって打撃となること、英仏両国はレヴァント利害防衛のためトルコを「ロシアへの防壁」*a barrier to Russia*として軍事的に支援する必要があること、を広く世論に訴えている。<sup>67</sup> さらに後には北部工業地帯(グラスゴウ、ニューカスル、シェフィールド、マンチェスター、リーズ、バーミンガム)の商業会議所にて講演し、ロシア南下政策が英土自由貿易関係を解体する危険を訴えた。<sup>68</sup>

### (3) R・コブデンと国際分業体制論

周知の如くR・コブデンCobden (1804-65年)は、マンチェスターを拠点にキャラコ捺染業を展開する綿業資本家であるとともに、マンチェスター商業会議所・反穀物法同盟を主導し、後にマンチェスター選出の庶民院議員として穀物法の撤廃＝自由貿易の採用に貢献した人物である。<sup>69</sup> コブデンの自由主義経済思想は、古典派経済学(就中A・スミス)からの影響と自身の外国旅行(1835年アメリカ合衆国, 36-37年地中海沿岸諸国, 38・40年ドイツ関税同盟諸国)での見聞によって醸成され、その原型は「あるマンチェスター産業資本家」*A Manchester Manufacture*という筆名で執筆

した二大著作、『イギリス、アイルランド、アメリカ』（1835年）・『ロシア論』（1836年）にて公表された。<sup>70</sup> その際留意されるべきは、後にマンチェスター派の理論的基礎をなすこの両著が、上述アーカートの反露キャンペーン乃至これに触発された国王ウィリアム4世の海軍増強計画への批判を直接的動機として刊行されたことである。<sup>71</sup> 以下両書におけるコブデンのトルコ問題認識を、一方でのアーカートへの批判、他方での自由貿易政策の主張、両者の連関に留意しつつ確認しよう（以下、『イギリス、アイルランド、アメリカ』をE、『ロシア論』をRと略記し、『コブデン政治論集』所収版の頁数によって典拠を示す）。

#### ① トルコの経済価値

アーカートはトルコのイギリス海外貿易にとっての市場価値及びインド通商路としての戦略価値を指摘したが、コブデンはトルコのもつこの二重の意義を次のように否定する。

第一にその市場価値について。確かにトルコはその広大な版図に比例した豊富な食糧・原料の産出＝供給能力をもつ。すなわち穀物についてはフランス穀倉地帯を上回る生産能力をもち、鉱物資源（銀・銅・鉄）・塩が豊富であり、綿花・タバコ・生糸の輸出能力も高い。ワインはブルグント産の品質に匹敵し、パルカンは多様な木材を産出する。各種の果実生産も盛んであり、良質の家畜飼育（馬・牛・羊）も期待できる（R127-129）。しかしかかる高度な潜在能力にもかかわらず、現実には多くの耕地が放棄されて輸出向け作物生産は遅れ、したがって住民の生活水準は低く購買能力も劣る。その原因はトルコの専制体制、就中その世俗権力と宗教権力との統合にある。トルコ政府はイスラム教義のもと一般に科学技術の習得に疎く、また経済活動、とりわけ海外貿易を蔑視しており、これは専ら領内居留異教徒によって担われているのが現状である（E16-19; R129-132）。

他方トルコ市場をロシア市場と比較した場合、確かにトルコはどのヨーロッパ諸国よりも長い海岸線とヨーロッパ最大の河川、良好な港湾都市を有するのに対して、ロシアは海岸線が短く港湾都市が少ない上に、その多くは冬期には凍結する。しかしかかる自然的条件の優劣にもかかわらず、過去1世紀においてイギリスのトルコ向け輸出が22万ポンドから80万ポンドへとほぼ4倍に伸張したの対して、そのロシア向け輸出は6万ポンドから230万ポンドへと実に40倍まで拡大している。また両国の通商政策を比較すれば、まずトルコはその自由貿易政策を高く評価されているものの、実際には生糸に対して過重な輸出関税を賦課し、穀物・鉱物資源は海外輸出を禁止している。輸入関税は確かに他の諸国より低率であるが、輸出規制や政情不安によって輸出向け作物生産が停滞している以上、イギリス工業製品に対する購買能力は低い（E14-18）。しかも輸入関税の低さは決して海外貿易を振興する意図に由来するものではなく、むしろ政府が財政基盤として複雑な関税制度よりも単純な国内課税を選好した結果にすぎない（R129-132）。他方ロシアはその保護貿易政策によってイギリスの強い非難を受けているが、その際かくいうイギリス自身もロシア穀物・木材に禁止的関税を賦課している事実を忘れるべきではない。またロシアが国内産業を育成するべく関税障壁を設定していることは、トルコが経済活動への怠惰から国内市場を開放していることに比べればむしろ評価されてしかるべきである（E15; R144-145）。

かくしてトルコ市場の発展は「幻想」にすぎず、「イギリスはかかる地域との通商関係に何ら関心をもつことはできない」（E10, 18-19）。かくしてコブデンはイギリス海外貿易の発展の地理的方向として東地中海地域よりもバルト海地域を志向しつつ、ロシアとの相互関税引下による双務貿易の必要を主張したのである。

第二にトルコのインド通商ルートとしての戦略価値については、コブデンはそもそもイギリスのインド支配自体が巨額の統治経費・防衛経費を投入してまで維持されるべきであるのか否か疑問を



示す。すなわち、「植民地の獲得・維持のため、これまで3億ポンドもの恒久的負債を蓄積し、数百万ポンドの年間課税がなされ、世界各地でイギリス海外貿易に規制と禁止を課してきた。これらは全て一体なんのためだったのか」(E19-21)。コブデンはA・スミスの植民地論を援用し、また西インド・カナダ植民地における自由貿易の採用とその成功の事例を指摘しつつ、植民地貿易においては旧来の保護貿易よりも自由貿易の採用がむしろ有効であることを主張し、多額の当地経費を吸収するインド植民地支配の放棄を提唱する(E21-25)。ここにマンチェスター派の植民地分離論の端緒を認めることができるだろう。

## ② ロシア南下政策の脅威

コブデンはアーカートの主張するロシア南下政策の脅威についても疑問を示している。

第一にロシアの国力発展にとって南下政策がもつ意味について。まず、ロシアのポーランド分割、オランダのベルギー支配、イギリスのアイルランド領有、スペインの大西洋支配に見られる如く、一般に外国の海外支配は被支配国の抵抗、他国の武力干渉、巨額の統治経費を伴うものであり、ロシアのトルコ支配は決して容易なことではない(E20)。また列強の中でロシアは最大の国土面積を有するが、しかしそれ故に人口密度は低く政府の財政収入は最も少ない。すなわち支配領土面積は必ずしもその国家の国力を体現せず、むしろ人口密度・財政能力こそが真の国力の基盤をなす(R134-137)。したがって既に国内に広大な過疎地帯を持つロシアがトルコ領土を獲得しても、その人口密度・財政能力をさらに低下させるだけである(R138-142)。かくして南下政策はその遂行がそもそも困難であるのみならず、たとえ実現したとしてもロシアの国力を高めることはない。

なおロシアの領土拡張に対する非難は、イギリス自身の植民地支配を考慮する場合、矛盾した行為である。確かにロシアは18世紀より領土拡張を進め、バルト海から太平洋、中国国境から北極海にわたる版図を形成したが、その間イギリスもフランス・オランダ・スペインの犠牲の上で植民地領有を展開し、ジブラルタルと喜望峰を足場に世界規模にわたる領域を支配してきた(R153-154)。しかもロシアは自国防衛のため隣国の好戦的トルコと交戦したのに対し、イギリスは単なる自己繁栄のためだけに遠隔の平和的地域を侵略したのである。ロシアのポーランド分割でさえ、かつて神聖ローマ帝国・カトリック教徒により侵略された国土の回復と見なせば必ずしも違法な行為とは言えない。これに対してイギリスのインド支配にはかかる正当性が全くない(R157-159)。

第二にイギリス海外貿易にとっての南下政策の意味について。アーカートはロシアが黒海・両海峽を封鎖して「日本型通商政策」を採用し、イギリスを黒海貿易から駆逐する危険を危惧する。しかしナポレオン大陸制度が最終的に挫折した事実が示す如く、そもそも「暴力や強制は決して人間の自然的需要・嗜好を克服できず」、「専制権力が自由貿易を妨害することは困難」であり、ロシアがイギリス黒海貿易を阻害することは不可能である(E10-14, 106-107)。むしろ今やロンドン金融市場の媒介なくして国際商業は成立せず、また世界各地からの原料輸入なくして工業生産は不可能であり、海外貿易が「世捨て人」たりえない以上、ロシアの黒海封鎖はありえない(R145-147)。

のみならずコブデンはロシアの南下政策をイギリス貿易活動の促進要因としてむしろ好意的に評価している。まずロシアは「反商業国家」anti-commercial nationとして非難されるが、18世紀のバルト海進出を契機に西欧諸国との通商関係に従事し、黒海貿易についてもほかならぬロシアこそは1774年キュチュク・カインアルジ条約及び1829年アドリアノーブル条約によってこれをトルコの独占状態から世界市場に開放したのである(R132-133, 142-143)。ロシアはまた自由貿易都市オデッサの貿易活動やドナウ河における定期汽船計画によって黒海貿易の振興に努め、さら黒海東西両岸(サーカシア、モルダビア・ワラキア)はロシアの進出によりトルコ政府への人格的・経済的

貢納行為を解消して生産活動を高め、かえってイギリスとの通商関係が成長している (E27-30; R160-163)。したがってイギリスの東地中海貿易はトルコ管理下におけるよりもロシア勢力下におけるほうが一層の発展を期待できる (E26-27; R133-134, 144-145)。<sup>72</sup> もしロシアが対英通商に敵対的であるとすれば、それはロシアの非商業的性格によるものではなく、むしろイギリス自身の保護関税 (木材・穀物) に起因すると考えるべきであり、「オデッサをリヴァプールの顧客とするには、穀物への保護関税を撤廃することこそ必要なのである」 (E29-30; R145)。

### ③ 対露戦争の必要

コブデンは以上の如くアークートを批判する一方、1836年の国王演説、すなわち勢力均衡の維持と海外貿易の保護を目的とした海軍増強の必要についても批判を行っている。

まず「勢力均衡」Balance of Powerなる用語は15世紀にマキャベリによって発明され、16世紀以降ヨーロッパ諸国において「流行」した概念であるが、明確な定義を欠く曖昧な言葉である (R196-205)。第一にこれがヨーロッパ諸国相互の国際体系であると仮定した場合、トルコはその構成国家から除外されねばならない。なぜならばトルコは決してヨーロッパ・キリスト教世界のメンバーにはなりえず、むしろ常にこれを脅かす存在であり、ギリシアにおける大量虐殺に見られる如く今なお野蛮国家だからである (R206-210)。第二にこれがヨーロッパ世界の枠組を超えて広く適用される概念であると仮定する場合、貿易関係においてトルコに勝り、宗教・言語でヨーロッパと共通基盤を持つ南米諸国や、同じくロシアよりも航海日数において近く、貿易総量において勝り、綿花供給地帯として重要な合衆国を除外するのは一体何故なのか、疑問が残る (R211-214)。要するに勢力均衡の維持を大義名分とした軍備拡張＝対露戦争の主張は論理的根拠を欠く。

また18世紀植民地戦争の時代とは異なり現在ヨーロッパでは平和が維持されており、近年海外での海賊活動が報告された事例もなく、したがって海外貿易の振興にとっても海軍は必要ない。むしろ軍備の増強は人民への課税負担を強化してイギリス産業の対外競争力を低下させ、外国貿易の振興にとって害悪ですらある (R196-198)。イギリス海外貿易の本質が産業資本の活動にある以上、貿易発展に必要なのは安価製品の供給である (R218-219)。実際、海軍を保有しない大陸諸国 (ザクセン・スイス) の工業製品が地中海市場に進出しつつあるという事実は、海外貿易の発展が当該諸国の海軍にではなく、むしろ低廉な製品価格に依存することを示している。すなわち海外市場におけるイギリス製品の敗退は、イギリス海軍の劣勢にではなく、産業資本への課税と穀物価格の高騰による製品価格の上昇にこそ起因する。したがってイギリス産業の救済に必要な措置は海軍の拡張ではなく、輸入関税の引下である (R219-222)。東方問題についても同様であり、トルコ防衛経費はトルコ貿易黒字の3倍に達するとされ、トルコ市場の軍事的防衛はむしろトルコ貿易の実質的減収をもたらすだけである。トルコ市場を確保する手段は武力による対露戦争の遂行にではなく安価製品の供給による市場の拡大にある (R227-228, 243-245)。

かくしてコブデンは、たとえイギリスの貿易利害が阻害された場合であっても武力・軍事に訴えるべきではなく、あくまで外交交渉による解決を試みるべきであること、また国際問題に介入する場合には他の列強との共同歩調を維持すべきこと、を主張し、外交政策における「厳格な中立」の必要を指摘した (E31-37, R126-127)。ここにコブデンの平和主義の萌芽を見ることができよう。

### ④ 国際分業体制の必要

コブデンはロシアの脅威を否定する一方、むしろドイツ関税同盟諸国及びアメリカ合衆国を将来警戒すべき真の敵として指摘している (R151-152, 234)。まずドイツはナポレオン戦後イギリス外交の尽力による大陸諸国の平和を享受しつつ、工業生産を急速に高めている。しかもプロイセン

主導の関税同盟はナポレオンの大陸体制よりも効果的にイギリス製品を国内市場から排除し、また地中海地域をはじめ海外市場にて既にイギリス製品と競争関係に入っている (E107)。<sup>73</sup> また合衆国はヨーロッパ移民の流入により急速な人口増大を見る一方、海外輸出・海運事業を進展させ、人口比を考慮する場合、その規模はイギリスに匹敵する。しかも合衆国は兵力を陸海軍ともにイギリスより遙かに低い水準で維持し、かくして節減した財政支出を専ら社会資本 (鉄道体系・教育制度・出版事業) の整備に投入し、さらなる経済発展を実現している。かくして地中海・東方市場においてイギリス工業製品との激しい競争が発生している (E79-98)。<sup>74</sup>

このように軍事経費の負担から解放されて工業生産を進める独米両国にイギリスが対抗するには、軍備縮小による産業課税の緩和とともに、「工業製品価格の第一の要素である『食糧』価格」を抑制する必要がある、それには「日本型政策」たる穀物法の早急な廃止が必至である。穀物法の廃止により独米両国は産業の中心を農業へと移行させ、工業生産におけるイギリスとの対抗を停止するであろう。かくしてイギリスの工業製品供給と大陸ヨーロッパ (ロシア・ドイツ) 及びアメリカ合衆国の穀物・綿花供給を基礎とする国際分業体制が成立するはずである (E108-113, R220)。<sup>75</sup> ここに、D・リカードの比較生産費説及び賃金利潤相反説 (安価穀物の流入→労賃の下落→対外競争力の強化→利潤の上昇) との合致を確認できよう。<sup>76</sup>

以上の如く、アーカートがロシア勢力の拡大に武力で対抗しつつ、英土双務貿易を基軸としてバルカン・ペルシアの両翼に展開するレヴァント市場の開発を構想したのに対して、コブデンは工業国イギリスを中心とした同心円上に欧米農業諸国を配置する国際的自由貿易体制を志向しつつ、対外戦争の必要を否定しており、両者はイギリス海外貿易の地理的方向と対外政策の在り方の点で決定的に異なっていた。ただし両者とも英土乃至英露貿易の弊害を何よりもイギリス自身の農業保護関税に求め、貿易関係の拡大のためその撤廃を主張する点においてはともに一致している。

#### (4) 議会におけるトルコ市場論争の展開

最後に1836年4月庶民院にて展開されたトルコ市場論争について考察しておこう。<sup>77</sup>

この議会審議において、まずグロート Grote 及び S・キャンニングはそれぞれトルコ貿易活動に従事するロンドン商人60名・グラスゴウ商人160名署名の請願を提出し、イギリス海外貿易の「最も重要・有望な市場」であるトルコがロシアの不当な干渉に直面していること、この結果トルコ自由貿易体制が危機にあることを指摘し、英土貿易の維持のためトルコの救援を要請した。また P・M・スチュアート Stewart は、ロシア対外進出がヨーロッパ勢力均衡とイギリス通商利害との双方に危険であることを主張しつつ、トルコ市場の経済価値を次のように指摘した。まずトルコ政府の通商政策は「旧来その自由な精神で知られ、イギリスに多大な利益を与えてきた」こと、また英土貿易は「イギリスの海外市場が閉塞するなかで不断かつ大幅に増大し」、1827-34年においてトルコ向け工業製品輸出は53万ポンドから120万ポンドへ、うち綿布輸出は1,156万ヤードから2,862万ヤードへと倍増してイギリス綿製品輸出の15分の1を占めること、他方ロシア向け工業製品輸出はその保護関税政策により当該期105万ポンドから138万ポンドに漸増するにとどまること、のみならずロシアの黒海進出はイギリスがトルコ経由で展開するペルシア・ドナウ諸国との通商関係にとっても危険であること、を指摘した。その上でスチュアートは、トルコをアドリアノーブル条約及びウンキアル・スケレッシ条約の足枷から解放するべくイギリス政府がロシア政府と交渉することを求める動議を提出した。E・コドリングトン Codrington 卿はこの動議を支持し、「バルト海貿易は保護するに値しないが黒海貿易はトルコ・ペルシアとの通商により増大している」こと、製品輸入を規制するドイツ関税同盟や専制主義の支配するロシアと異なりトルコ貿易にはいかなる障害も存在せず、「トルコは全ての諸国の中で最も有

利に通商活動を展開しうる」市場であることを指摘し、「イギリス貿易のあるところイギリス艦船あり」where our trade was there should be our shipsという伝統的方針に従ってイギリス艦隊の黒海派遣を主張している。<sup>78</sup>

しかしこの動議には様々な異論が示された。まず外相パーマストンはトルコ領土保全の必要やトルコ市場のもつ経済価値を認め、イギリス政府はレヴァント地域における国民的利益の促進に無関心ではない旨を示した。しかし議会の慣例や国制の原則から判断して、外交政策は議会が干渉すべき問題ではなく、むしろ国王・内閣が最終的に判断すべき領域であるとして議会審議そのものに懸念を示し、また外交介入を必要とする危機が実在するのか否か、またトルコ・ペルシアの通商発展がともに国際紛争・国内混乱の中で実現した経緯を考慮するとき、政治危機を貿易衰退の原因と見なせるのか否か、疑問を示した。また外務官僚マホンMahonは、英土貿易を攪乱する要因がトルコ対外危機＝ロシア南下政策にではなくトルコの内政混乱・人口減少・財政危機にこそあり、外交干渉は問題の根本を解決せずむしろ状態を悪化させるものと批判した。他方ワルバートンWarburtonは軍事費膨張を伴う武力行使は海外貿易の伸張どころか経済成長の混乱を招くとし、「トルコ向け工業製品輸出を拡大したいのであれば、むしろイギリスのトルコ産品輸入を拡大すべきである」と主張した。さらにB・ホーイHoyは、そもそもトルコ領土の分割はロシア・イギリス・エジプト三国で進められた以上、イギリスにも責任の一端があること、また自身インド支配を展開するイギリスがロシアの領土拡張を非難するのは矛盾であること、総じて動議の根柢をなすロシア脅威論が一面的解釈にすぎないことを示唆した。ローバックRoebuckはアメリカのモンロー宣言を想起しつつ、島国イギリスは大陸諸国の政治問題から一定の距離を保つべきこと、武力はイギリス海外貿易の危機に際してのみ行使されるべきであるが、その判断も議会ではなく内閣にあること、を主張した。<sup>79</sup> 以上の反対意見に直面し、スチュアートはトルコ市場の意義とその維持の必要を議会に認識させたことをもって動議の目的は達せられたと判断し、最終的にこれを撤回している。

以上の議会論争から次の点に留意したい。第一に従来私的出版活動により展開されてきたトルコ市場論争が初めて公的な場で審議され、ここに当該問題に対する関心の高さを看取できるが、その際にトルコ市場の価値を重視する陣営は、ロシア市場と対比した立論や、ロシア南下政策の脅威と対露戦争の必要を訴える点でアーカートの主張を基盤とする一方、反対意見はイギリス自身の植民地支配・保護貿易政策に対する自戒、軍事財政による貿易破壊の危険、を示唆する点でコブデンの議論を継承しており、基本的にアーカート＝コブデン論争を再現するものであったこと。第二に最終的にスチュアートが動議の撤回に追い込まれたことは、議会を舞台としたアーカート＝コブデン論争における後者の勝利を意味するが、とは言え、1832年選挙法改正に伴う改革議会の成立と立法府の優位にもかかわらず、外交政策は依然内閣＝行政府が処理すべき独自の領域を構成し、したがってトルコ市場問題をめぐる議会論争の結果が直ちに実際の英土通商条約の交渉過程に反映されるとは限らなかったこと、以上である。実際同年アーカートは駐土大使館付書記官First Secretaryに任命され、通商条約を準備するべくトルコに赴任することになる。この人事にはその反露傾向への憂慮からパーマストン始め異論も多く、専ら国王の意向で実施されたとされる。<sup>80</sup>

かくして一方の議会論争ではコブデンの国際分業論が優位に立ちつつも、実際の条約交渉においてはアーカートの英土貿易論や前述した現地貿易業者の意向が強く反映されることになった。ここに議会に対する行政の、あるいは産業資本に対する支配エリート及び商業資本の、対外政策の領域における優位が示されていると言えよう。ただしアーカートのトルコ市場論はコブデンのそれと同様基本的に産業資本の経済論理を体現したものであるし、またイギリス貿易業者の利害もトルコ通

商規制の撤廃を求める点において産業資本のそれと合致しており、さらに1838年英土通商条約締結とほぼ同時に設立される反穀物法同盟のもと、コブデンの自由貿易思想は対土貿易政策の領域を越えてイギリス通商政策そのものを再編することになる。すなわち、表面的な政策担当者の如何にかかわらず、当該期における通商政策の本質的な政策原理はあくまで産業資本の市場利害にあったのであり、英土通商条約問題もまたその一環をなしていると言えよう。

## むすび

以上の如くアーカート・コブデン両者のトルコ市場論争は、確かに海外貿易・外交政策の路線をめぐる激しく対立したが、英土貿易がイギリスのトルコ産品輸入停滞によって減速しつつあるという現状認識、及び輸出拡大にはイギリス保護関税の廃棄が必要であるという政策志向においてともに一致した。換言すればトルコ市場をめぐるイギリス産業資本の経済利害・政策意図は、単純に輸出拡大それ自体にあったわけではなく、むしろイギリス製品の輸出を拡大する前提としてトルコ対外支払能力を強化するべく、まずはトルコ産品の輸入を促進することにあったと言えよう。したがってトルコ市場を他のアジア諸国と同様な閉鎖的市場とみなして当該条約を工業製品進出の契機と判断したり、又は逆にトルコ市場の伝統的開放性を強調するあまり当該条約の史的意義を否定するのはいずれも適当ではなく、むしろ当該条約は、既に生成していたとは言え依然沿岸地帯にとどまるイギリス製品の輸出市場をさらに内陸地帯へと拡大するべく、一次産品輸入の促進を目的に締結されたものと評価できよう。このように考えてくる場合、当該条約の客観的効果についても、単にイギリスのトルコ向け輸出の連続性やトルコ土着産業の存続を根拠にこれを否定するのではなく、むしろイギリスでの穀物法の撤廃とトルコでの商品作物生産の動向とを踏まえつつ、イギリスのトルコ産品輸入の変化からあらためて判定し直す必要があるだろう。

- 
- 1 宇野弘蔵『経済政策論』弘文堂1954年、遠藤湘吉編『帝国主義論』(下)東大出版会1965年、大内力『帝国主義論』(上)、『大内力経済学大系』第四巻)東大出版会1985年。
  - 2 J. Gallagher/ R. Robinson, "Imperialism of Free Trade", *Economic History Review*, Vol. 6, No. 1, 1953 (川上他訳「自由貿易帝国主義」G・ネーデル/P・カーティス編『帝国主義と植民地主義』御茶の水書房1983年所収)、毛利健三「イギリス資本主義と日本開国-1850・60年代におけるイギリス産業資本のアジア展開-」石井・関口編『世界市場と幕末開港』東大出版会1982年所収、43-45頁、T・キャミール「日英・土英通商条約の比較研究」京都大学『法学論叢』130巻5号1991年。またトルコ経済史研究による評価として、Z. Y. Hershlag, *Introduction to the Modern Economic History of the Middle East*, Leiden, 1964, p. 45; C. Issawi (ed.), *The Economic History of the Middle East 1800-1914: A Book of Readings*, Chicago, 1966, pp. 38-39; 護雅夫/林武「オスマン帝国の改革運動」『岩波講座・世界歴史』第21巻(近代8)1971年、406-407頁、護雅夫編『トルコの社会と経済』アジア経済研究所1971年、第1章第V節「通商条約と土着産業の没落」、中岡三益『アラブ近現代史-社会と経済-』岩波書店1991年、55-57頁。

- 3 I. Wallerstein, *Modern World System III: The Second Era of Great Expansion of Capitalist World-Economy, 1730 - 1840s*, New York, 1989 (川北稔訳『近代世界システム 1730 - 1840s - 大西洋革命の時代 -』名大出版会 1997年)。なお, I. Wallerstein, "The Ottoman Empire and the Capitalist World - Economy: Some Questions for Research", *Review*, Vol. 2, No. 3, 1979; I. Wallerstein/ R. Kasaba, "Incorporation into the World - Economy: Change in the Structure of the Ottoman Empire, 1750 - 1839", J.-L. Bacque - Grammont/ P. Dumont (ed.), *Économy et sociétés dans l' Empire Ottoman (fin du XIIIe - début du XXe siècle)*, Paris, 1983; I. Wallerstein/ H. Decdeli/ R. Kasaba, "Incorporation of the Ottoman Empire into the World - Economy", H. Islamoglu - Inan (ed.), *The Ottoman Empire and the World - Economy*, Cambridge, 1987。また, 川北稔『『世界帝国』と『世界経済』-ウオーラーステインにおけるトルコとヨーロッパ-』植村雅彦編『西洋近代とオスマン=トルコ』1980年(昭和55年度科学研究費補助金総合A研究成果報告書), 服部春彦『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房1992年。
- 4 O. Köymen, "A Comparative Study of the Anglo - Turkish Relations: c. 1830 - 1870 and 1919 - 1939", Ph. D. diss., University of Strathclyde, 1967; idem, "The Advent and Consequences of Free Trade in the Ottoman Empire: 19th Century", *Études balkaniques*, Vol. 2, 1971; M. Kütükoglu, "The Ottoman - British Commercial Treaty of 1838", W. Hale/ A. I. Bagis (ed.), *Four Centuries of Turco - British Relations: Studies in Diplomatic and Cultural Affairs*, Pickering, 1984; O. Kurmus, "The 1838 Treaty of Commerce Re-examined", J.-L. Bacque - Grammont/ P. Dumont (ed.), *op. cit.*
- 5 C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800 - 1914*, Chicago, 1980, pp. 76, 82; S. Pamuk, *The Ottoman Empire and European Capitalism, 1820-1913: Trade, Investment and Production*, Cambridge, 1987, pp. 18-21, 28-33.
- 6 その報告概要は, *New Perspectives on Turkey*, No. 7, 1992 ("Special Issue on the 1838 Convention and Its Impact"), に収録されている。
- 7 例えば, H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300 - 1914*, Cambridge, 1994, pp. 764, 825-826, 896。また特にトルコ国内産業の動向に関して, D. Quataert, *Ottoman Manufacturing in the Age of the Industrial Revolution*, Cambridge, 1993; idem (ed.), *Manufacturing in the Ottoman Empire and Turkey, 1500 - 1950*, New York, 1994; idem (ed.), *Workers and the Working Class in the Ottoman Empire and the Turkish Republic 1839 - 1950*, London, 1995; idem (ed.), *Consumption Studies and the History of the Ottoman Empire, 1550 - 1922*, New York, 2000。  
なおかかる研究動向に依拠した我が国の研究として, 松井真子「オスマン帝国の専売制と1838年通商条約-トルコ・アヘンの専売制(1828-1839年)を事例として-」『社会経済史学』64巻3号1998年。氏は1820年代における専売制度の導入が専売対象品目(とりわけアヘン)の輸出増大を前提としていたことに着目しつつ, 通商条約に先行した貿易成長の事実を指摘し, トルコを閉鎖的市場と見なす見解を否定する。
- 8 政策体系については, W. Page, *Commerce and Industry: A Historical Review of the Economic Conditions of the British Empire from the Peace of Paris in 1815 to the Declaration of War in 1914, based on Parliamentary Debates*, London, 1919 (Rep., New York, 1968); A. Redford, *Manchester Merchant and Foreign Trade 1794 - 1858*, Manchester, 1934; 吉岡昭彦編『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房1968年, 第二篇第二章「自由主義経済政策の展開と構造」, 同『近代イギリス経済史』岩波書店1981年, 第三章「イギリス資本主義の確立と自由主義経済政策の定置」。政策思想については, G. Grampp, *The Manchester School of Economics*, Stanford, 1960; 東田雅博「イギリス自由貿易思想の展開, 1820-1846年」広島史学研究会『史学研究』第150号1981年, 熊谷次郎『マンチェスター派経済思想史研究』日本経済評論社1991年, 同『イギリス綿業自由貿易論史-マンチェスター商業会議所1820-1932年-』ミネルヴァ書房1995年。
- 9 この意味で小稿はケイン・ホプキンスのジェントルマン資本主義論に対する疑問の提示でもある。両氏はイギリス資本主義の展開を, 北部における産業利害の発展ではなくシティにおける地主・貨幣利害の持続をもって把握するべきことを提唱し, 自由主義政策体系の形成を前者による市場利害の貫徹として

ではなく、後者による支配体制維持のための譲歩として把握する。この解釈は19世紀前半のトルコ市場問題にも遡及的・先験的に拡大適用され、イギリス産業資本の位置や通商関係の動向が考察対象から捨象される一方、イギリス商人資本・政府官僚の勢力が強調されており、1838年英土通商条約についても後者がその支配体制を維持する手段として産業資本の危機を解消するべく締結されたものと評価されている。P. J. Cain/ A. G. Hopkins, *British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, London, 1993, pp. 99-100, 399-400 (竹内/秋田訳『ジェントルマン資本主義の帝国 (I) - 創生と膨張 1688-1914 -』名大出版会1997年, 68-69, 269-270頁)。しかしかかる理解はイギリス史上当該期に固有な段階的特殊性を軽視するのみならず、各国のトルコ市場進出においてイギリス資本主義に特有な類型的特質をも看過することになると思われる。

- 10 英土貿易の動向については、V. J. Puryear, *International Economics and Diplomacy in the Near East: A Study of British Commercial Policy in the Levant 1834-1853*, California, 1935, pp. 107-110; F. E. Bailey, *British Policy and the Turkish Reform Movement: A Study in Anglo-Turkish Relations 1826-1853*, New York, 1942, pp. 84-128; O. Köymen, "The Anglo-Turkish Relations", pp. 86-102; idem, "Free Trade in the Ottoman Empire", pp. 50-54; C. Issawi, "British Trade with Turkey", idem, *Turkey*, pp. 85-88; R. Kasaba, *The Ottoman Empire and the World Economy: The Nineteenth Century*, New York, 1988, pp. 88-92.
- 11 H. Inalcik, "When and How British Cotton Goods Invaded the Levant Markets", H. Islamoglu-Inan (ed.), *op. cit.*, p. 377; A. B. Cunningham, "The Journal of Christophe Aubin: A Report on the Levant Trade in 1812", *Archivum Ottomanicum*, Vol. 8, 1983; 服部, 前掲書, 145-146, 315頁。
- 12 H. Inalcik, *op. cit.*, pp. 376, 380; S. Pamuk, *op. cit.*, p. 195, Table A 5-2.
- 13 O. C. Sarç, "Ottoman Industrial Policy, 1840-1914", C. Issawi (ed.), *Middle East*, p. 49; H. Inalcik, *op. cit.*, pp. 378-379; S. Pamuk, *op. cit.*, p. 119; O. Köymen, "Free Trade in the Ottoman Empire", pp. 52-53; 護編, 前掲書, 14-16頁。
- 14 V. J. Puryear, *International Economics*, p. 108; F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 85-86.
- 15 F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 86-89; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 194-198, Table A 5-3.
- 16 F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 91-94; O. Köymen, "Free Trade in the Ottoman Empire", pp. 51-52; C. Issawi, *Turkey*, pp. 200-201, 205; R. Kasaba, *op. cit.*, pp. 90-91.
- 17 S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 52-53, 150-151.
- 18 F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 76-77; O. Köymen, "The Anglo-Turkish Relations", pp. 90-91.  
 なおここで前掲松井氏の研究に言及すれば、イギリス綿業資本の蓄積構造から質的に遊離するアヘンを分析対象とすることの是非はともかくとしても、そもそもトルコの一次産品輸出上昇を示唆するにすぎない専売制度の導入からトルコのイギリス製品輸入上昇をも証明することはできないであろう。現に当該段階においてイギリスのトルコ向け輸出は沿岸地帯にとどまっているし、またイギリスのトルコ産品輸入に占めるアヘンの地位も決して高くない。すなわちアヘン専売制度の導入・アヘン海外輸出の増大を根拠に英土貿易の全般的発展を主張することは困難と言えよう。
- 19 C. Issawi, *Turkey*, pp. 78-79; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 31-32. またトルコ貿易をめぐる各国の位置については、V. J. Puryear, *International Economics*, pp. 206-207; F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 115-117.
- 20 H. L. Hoskins, *British Routes to India*, London, 1928, pp. 82-85, 87-102.
- 21 *Ibid.*, pp. 103-110, 112-113, 121-125.
- 22 *Ibid.*, pp. 116-118, 148-153, 191; C. Issawi (ed.), *Middle East*, "Steam Navigation on the Tigris and Euphrates, 1861-1932".
- 23 H. L. Hoskins, *op. cit.*, pp. 114-115.
- 24 "Report from the Select Committee Appointed to Consider of the Means of Maintaining and Improving the Foreign Trade of the Country", *Parliamentary Papers*, Vol. II-365, 1820 [Cd. 300], pp. 6, 31-34; A. B. Cunningham, *op. cit.*, p. 21.
- 25 *Parliamentary Debates*, New Series, Vol. V, 1821, pp. 1290-1294; F. E. Bailey, *op. cit.*, p. 119.

- 26 F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 119-120. なおハスキッソンの通商政策については, A. Brady, *William Huskisson and Liberal Reform*, London, 1967 (2nd ed.); B. Gordon, *Economic Doctrine and Tory Liberalism 1824-1830*, New York, 1979.
- 27 A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, London, 1935, pp. 139-140; D. Hannay, *The Great Chartered Companies*, London, 1926, pp. 21-27. なお, 永沼博道「近世ヨーロッパ国際商業における保護と統制-イギリスのレヴァント貿易の事例-」関西大学『商学論集』第19巻第5・6号1975年, 川上圭子「近代英国のレヴァント貿易-18世紀の衰退について-」『史林』第73巻第4号1990年.
- 28 *Parliamentary Debates*, 1st Series, Vol. XXIX, 1815, Commons, "Trade with Malta", pp. 714-716; A. B. Cunningham, *op. cit.*, p. 7; A. Redford, *op. cit.*, p. 90.
- 29 *Parliamentary Debates*, New Series, Vol. XI, 1824, Commons, "Turkey Company", pp. 327-328; A. C. Wood, *op. cit.*, p. 200.
- 30 *Parliamentary Debates*, New Series, Vol. XII, 1825, pp. 1219-1221, 1226-1227; C. Hurewitz (ed.), *Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record*, 2 vols., New Haven, 1975, Vol. 1, "European Expansion, 1535-1914", pp. 223-226; D. C. M. Platt, *The Cinderella Service: British Consuls Since 1825*, London, 1971, pp. 125-126.
- 31 キャニングの外交政策については, H. W. V. Temperley, "The Foreign Policy of Canning, 1820-1827", A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *The Cambridge History of British Foreign Policy 1783-1919*, 3 vols., Cambridge, 1923, Vol. 2; idem, *The Foreign Policy of Canning, 1822-1827*, London, 1925; idem, *England and the Near East: The Crimea*, London, 1936, pp. 52-56.
- 32 C. W. Crawley, *The Question of Greek Independence: A Study of British Policy in the Near East, 1821-1833*, Cambridge, 1930; V. J. Puryear, *International Economics*, p. 117. また, 齊藤孝/矢田俊隆「ウィーン体制」『岩波講座・世界歴史』第18巻(近代5)1970年, 高坂正堯「イギリスとウィーン体制」同『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社1978年所収, 藤井信行「ジョージ・カニングとギリシア独立戦争」日大人文科学研究所『研究紀要』第34巻1987年, 坂山高朗「1820年代『東方問題』とイギリス外交の課題」(1)(2)名古屋大学『法政論集』第118・120巻1988年.
- 33 B. Lewis, *The Emergence of Modern Turkey*, Oxford, 1961, pp. 75-104; H. W. V. Temperley, *The Crimea*, pp. 5-42; 永田雄三「マフムート二世の中央集権化政策の一端-アーヤーン, デレベイ対策をめぐって-」『オリエント』第12巻第3・4号1969年, 新井政美『トルコ近現代史-イスラム国家から国民国家へ-』みすず書房2001年, 第三章「中央集権化への道-マフムート二世の時代-」.
- 34 F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 76-77; C. Issawi, *Turkey*, p. 327; S. Pamuk, "Money and Credit in the Ottoman Empire, 1326-1914", H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *op. cit.*, pp. 966-970; idem, *A Monetary History of the Ottoman Empire*, Cambridge, 1999, pp. 193-200.
- 35 L. J. Gordon, *American Relations with Turkey 1830-1930: An Economic Interpretation*, Philadelphia, 1932, pp. 190-191; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, pp. 245-247; F. E. Bailey, *op. cit.*, p. 117; C. Issawi, *Turkey*, pp. 74, 89.
- 36 この点については何よりもオスマン史料に依拠した, 松井, 前掲論文, 31-32, 36-41頁, 同「オスマン帝国の内国交易政策とムスターミン商人-ミーリー税を手がかりに-」『日本中東学会年報』第14巻1999年. なお, O. Köymen, "The Anglo-Turkish Relations", pp. 68-72, 76-77; idem, "Free Trade in the Ottoman Empire", pp. 47-48; O. Kurmus, *op. cit.*, pp. 413-414; C. Issawi, *Turkey*, pp. 93, 95; I. Poroy, "Expansion of Opium Production in Turkey and State Monopoly of 1828-1839", *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 13, 1981.
- 37 B. Lewis, *op. cit.*, pp. 89-90.
- 38 D. Quataert, "The Commercialization of Agriculture in Ottoman Turkey 1800-1914", *International Journal of Turkish Studies*, Vol. 1, No. 2, 1980, pp. 48-49; idem, "Agricultural Trends and Governmental Policy in Ottoman Anatolia 1800-1914", *Asian and African Studies*, Vol. 15, 1981, pp. 73-75. ただし政府による中農



- 維持政策の一方で、アーヤーン層の強固な存続と専売制度・徴税請負制度という間接徴税機構の存在により、むしろ中間団体の成長と農場経営の形成への傾向が進行することも周知の通りである。この点については、永田雄三「アーヤーン層の社会経済史的考察」『後進国経済発展の史的研究』アジア経済研究所 1970 年所収、同「トルコにおける前資本主義社会と『近代化』」大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所 1973 年所収、同「歴史の中のアーヤーン-19 世紀初頭トルコ地方社会-」『社会史研究』第 7 号 1986 年。
- 39 H. W. V. Temperley, *The Crimea*, p. 405, n. 53; C. Issawi, *Turkey*, pp. 329-331.
- 40 V. J. Puryear, *International Economics*, pp. 130-132; idem, "Odessa: Its Rise and International Importance, 1815-50", *Pacific Historical Review*, Vol. 3, No. 1, 1934, pp. 194-197; A. U. Turgay, "Ottoman-British Trade through Southeastern Black Sea Ports during the Nineteenth Century", J.-L. Bacque-Grammont/P. Dumont (ed.), *op. cit.*. また、伊藤昌太「19 世紀前半期ロシアの関税問題」『西洋史研究』第 9 号 1966 年、富岡庄一『ロシア経済史研究』有斐閣 1998 年、第一章「貿易」、鈴木健夫「イギリス産業革命と英露貿易-最近の研究動向から-」同他編『「最初の工業国家」を見る眼』早大出版部 1987 年所収。
- 41 V. J. Puryear, "Odessa", pp. 193-194, 198-200.
- 42 H. W. V. Temperley, *op. cit.*, pp. 101-102.
- 43 1848 年庶民院審議におけるアンステイ Anstey の指摘による。 *Parliamentary Debates*, 3rd Series, Vol. XCVI, 1848, Commons, "Treaty of Adrianople: Charges Against Viscount Palmerston", pp. 1160-1162, 1165.
- 44 J. E. Swain, *The Struggle for the Control of the Mediterranean prior to 1848: A Study in Anglo-French Relations*, Boston, 1933, pp. 41-52, 54-73.
- 45 H. W. V. Temperley, *The Crimea*, pp. 70-74; F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 49-50, 56-57, 132-133. 条約条文については、J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, pp. 252-253.
- 46 *Parliamentary Debates*, 3rd Series, Vol. XIX, 1833, p. 579; Vol. XX, 1833, pp. 900-903; Vol. XXI, 1834, pp. 2-3, 104-105; Vol. XXII, 1834, pp. 318-349.
- 47 M. Bunsen, "The New Levant Company", *Journal of the Royal Central Asian Society*, Vol. 3, No. 1, 1920; G. Chandler, *Liverpool Shipping: A Short History*, London, 1960, Chapter 3; F. E. Bailey, *op. cit.*, p. 118; F. S. Rodkey, "The Attempts of Briggs and Company to Guide British Policy in the Levant in the Interest of Mehmet Ali Pasha, 1821-41", *Journal of Modern History*, Vol. 5, No. 3, 1933.
- 48 V. J. Puryear, *International Economics*, pp. 118, 122; F. E. Bailey, *op. cit.*, p. 121.
- 49 C. Issawi, *Turkey*, "Memorandum on the Tariff by John Cartwright", p. 94; "Report by John Cartwright", p. 96; H. W. V. Temperley, *The Crimea*, pp. 32-33; V. J. Puryear, *International Economics*, pp. 121-122; F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 120-121.
- 50 V. J. Puryear, *International Economics*, pp. 121-122; F. E. Bailey, *op. cit.*, p. 120.
- 51 アーカートについては、G. Robinson, *David Urquhart: Some Chapters in the Life of a Victorian Knight-errant of Justice and Liberty*, Oxford, 1920; G. H. Bolsover, "David Urquhart and the Eastern Question, 1833-37: A Study in Publicity and Diplomacy", *Journal of Modern History*, Vol. 8, No. 4, 1936; C. Webster, "Urquhart, Ponsonby, and Palmerston", *English Historical Review*, Vol. 62, 1947; V. J. Puryear, *England, Russia, and the Straits Question 1844-1856*, California, 1931, pp. 106-125; idem, *International Economics*, pp. 23-27; H. W. V. Temperley, *The Crimea*, pp. 407-409, n. 68; F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 59, 132-133, 162-165.
- 52 D. Urquhart, *Turkey and Its Resources: Its Municipal Organization and Free Trade; The State and Prospects of English Commerce in the East, the New Administration of Greece, its Revenue and National Possessions*, London, 1833. その概要は、F. E. Bailey, *op. cit.*, pp. 80, 119-120; O. Köymen, *op. cit.*, p. 53; H. Inalcik, *op. cit.*, pp. 379-382; C. Issawi (ed.), *Middle East*, p. 42.
- 53 D. Urquhart, *op. cit.*, pp. 134, 140-141, 176-183.
- 54 *Ibid.*, pp. 142-143.
- 55 *Ibid.*, pp. 156-171.

- 56 *Ibid.*, p. 144.
- 57 *Ibid.*, pp. 188-190.
- 58 *Ibid.*, pp. 175-176, 194-196.
- 59 G. H. Bolsover, *op. cit.*, pp. 445-446.
- 60 G. Robinson, *op. cit.*, pp. 25-26, 45-47; C. Webster, *op. cit.*, p. 329.
- 61 Public Record Office, *Foreign Office*, 78/249, No. 2, Urquhart to Palmerston, 23 January 1834; V. J. Puryear, *Straits Question*, p. 109; G. H. Bolsover, *op. cit.*, pp. 449, 459-460.
- 62 Public Record Office, *Foreign Office*, 78/249, No. 3, Urquhart to Palmerston, 28 February 1834; V. J. Puryear, *Straits Question*, p. 110; G. H. Bolsover, *op. cit.*, pp. 449-450.
- 63 D. Urquhart, *England, France, Russia and Turkey*, London, 1834.
- 64 *Ibid.*, pp. 22, 89.
- 65 *Ibid.*, pp. 90-91.
- 66 G. H. Bolsover, *op. cit.*, pp. 455-456.
- 67 G. H. Bolsover, *op. cit.*, pp. 457-458; C. Webster, *op. cit.*, pp. 333-337.
- 68 G. Robinson, *op. cit.*, pp. 61-62.
- 69 コブデンの経歴・経済思想については、中村洋子「コブデンの自由貿易論について」『西洋史学』第108号1977年、熊谷『マンチェスター派』第1章「コブデンの経済思想」、坂井秀夫「リチャード・コブデンと自由貿易運動」同『興隆期のバクス・ブリタニカ』創文社1994年所収。
- 70 R. Cobden, *England, Ireland, and America*, London, 1835; *idem*, *Russia*, London, 1836. ともに、*The Political Writings of Richard Cobden*, 2 vols., London, 1903, に再録。
- 71 コブデンの『ロシア論』は露土戦争(1877-78年)の前夜たる1876年に再版されており、この事実は同書が東方問題論として長い射程を持ったことを示すものと言えよう。イギリス自由貿易運動の理論的基礎をなすコブデンの経済思想が、東方問題という特殊な歴史環境においてアーカートとのトルコ市場論争を通じて形成された事実はもっと注目されてしかるべきであろう。
- 72 G. H. Bolsover, *op. cit.*, p. 462; V. J. Puryear, *International Economics.*, p. 27.
- 73 ただし当該段階におけるコブデンの主張を特徴付けるのはむしろ後述する合衆国への警戒であり、ドイツ関税同盟への注目が強まるのはJ・パウリングBowringの議会報告が提出される1840年代以降である。この点に関しては、肥前栄一「同時代人のみたドイツ関税同盟-その貿易政策をめぐる論争を中心に-」大塚編、前掲書、所収(後に同『ドイツ経済政策史序説-プロイセン的進化の史的構造-』未来社1973年、に再録)35-36頁、毛利健三「ドイツ関税同盟とイギリス資本主義」同『自由貿易帝国主義-イギリス産業資本の世界展開-』東大出版会1978年所収、227頁、河合康夫「19世紀前半のイギリスにおけるドイツ関税同盟論」『社会経済史学』第52巻第1号1986年、77-78、79-80頁、熊谷『マンチェスター派』39、61-67頁。アーカートのトルコ市場論にせよコブデンのロシア市場論にせよ、ドイツ関税同盟の成長に対する警戒を立論の重要な動機としていること、その際前者がこれに対抗しつつトルコを中核としたレヴァント市場の構築とインド通商ルートの防衛による植民地支配の維持を志向したのに対し、後者の場合むしろ融和的な相互関税引下によるヨーロッパ農工分業体制の形成と植民地支配の放棄を試みた点に留意されたい。
- 74 熊谷『マンチェスター派』39-40頁、坂井、前掲論文、20頁。
- 75 熊谷『マンチェスター派』34-35、41-42頁。
- 76 ただし後にコブデンは穀物法廃止に対するチャーティスト運動の支持を得るべく、「賃金の下落→利潤の上昇」という労働者・資本家利害の矛盾を意味する論理を放棄し、むしろ「外国産穀物輸入の増大→農業諸国向け工業製品輸出の増大→利潤の上昇→賃金の上昇」という論理で両者の利害の団結を図り、リカードの賃金利潤相反説から決別することになる。熊谷『マンチェスター派』42-48頁。
- 77 *Parliamentary Debates*, 3rd Series, Vol. XXXII, 1836, Commons, "Russia and Turkey".
- 78 *Ibid.*, pp. 1258-1283.

79 *Ibid.*, pp. 1283-1309; H. W. V. Temperley, *The Crimea*, p. 78.

80 G. Robinson, *op. cit.*, p. 48; C. Webster, *op. cit.*, pp. 330-331.

